

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成19年11月6日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

11月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（南野委員、山崎委員、上村委員）	
散会の宣告 .....	74

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成19年11月6日(火) 午前10時 1分 開会  
午後 5時13分 散会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 安藤 薫                      副委員長 上村高義                      委員 山崎雅数  
委員 藤浦雅彦                      委員 南野直司

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正                      副市長 小野吉孝  
生活環境部長 紀田光司              同部次長兼自治振興課長 大場房二郎  
同部次長兼環境業務課長 水田和男      同部参事兼市民課長 村江 卓  
自治振興課参事 萩原 明              市民課参事 浅井重雄              産業振興課長 藤井智哉  
同課参事兼農業委員会事務局長 田橋正一      環境センター長 五里江路人  
環境対策課長 池上敦実  
保健福祉部長 佐藤芳雄              同部次長兼健康推進課長 福永富美子  
同部次長兼福祉総務課長 登阪 弘              健康推進課参事 阪口 昇  
福祉総務課参事 北埜保紀              高齢者障害者福祉課長 堤 守  
同課参事 小矢田博子              介護保険課長 山田雅也  
同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子              こども育成課長 稲村幸子  
同課参事 船寺順治              国保年金課長 野村真二              同課参事 大嶋良一

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三                      同局次長代理 日垣智之

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第7号 平成18年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算  
認定の件  
認定第3号 平成18年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第4号 平成18年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第8号 平成18年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時1分 開会)

○安藤委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

このたびは、安藤委員長を初め民生常任委員の皆さんには、ご就任、大変ご苦労さまでございます。

お忙しい中、本日は、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成18年度の摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分のほか4件についてご審査を賜ることになりますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご認定賜りますよう、よろしく願いいたします。

この場を一たん退席いたしますけれども、待機をいたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○安藤委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は山崎委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○安藤委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成18年度

摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、前年度に比べ5.9%、約4,147万円の増となっております。これは、介護保険制度の改正に伴う介護サービス利用者負担金の増、新たに設けられた地域包括支援センターに係る負担金、入所児童数の増加等による私立保育園保育料の増などが主なものでございます。

34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料のうち、保健福祉部に係る使用料は、前年度に比べ4.4%、約381万円の減となっております。これは、葬儀会館使用料が増となったものの、市営葬儀のあり方の見直しにより、市営葬儀使用料が減少となったことにより、総額では減となったものでございます。

40ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、前年度に比べ3.8%、約9,463万円の減となっております。これは、生活保護世帯の増により生活保護費負担金は増となったものの、児童手当、児童扶養手当の国庫負担の割合が引き下げられたことにより、児童手当負担金、児童扶養手当負担金が大きく減となったことから、総額では減となったものです。

42ページ、目2、衛生費国庫負担金は、前年度に比べ7.5%、約200万円の増となっております。

同じく項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、前年度に比べ38.6%、約8,103万円の減となっております。これは、障害者自立支援法の施行

に伴い、これまでの障害児、身体障害者、及び知的障害者の在宅福祉サービスに係る補助金が負担金に組みかえられたこと、及び平成17年度に執行しましたせつつ保育園等の施設整備に係る次世代育成支援対策ハード交付金の執行がなかったことによるものでございます。

44ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、国民年金事務に係る委託金で、前年度に比べ9.8%、約241万円の減となっております。

同じく44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、前年度に比べ37.4%、約1億9、958万円の増となっております。これは、国民健康保険基盤安定負担金の増、障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの在宅福祉サービスに係る補助金が負担金に組みかえられたこと、施設サービスに係る府の負担が新たに設けられたこと、及び児童手当に係る府の負担割合がふえたことなどが主なものでございます。

46ページ、目3、衛生費府負担金は、前年度に比べ0.4%、約11万円の減となっております。

同じく、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、前年度に比べ18.1%、約6,889万円の減となっております。これは、介護保険制度の改正に伴い、これまでの一般施策の事業が介護保険の特別会計の地域支援事業に組み込まれたこと、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の在宅福祉サービスが補助金から負担金に組みかえられたこと及び老人医療費助成制度の経過措置による対象者の減などが主なものでございます。

52ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度に比べ42.1%、約345万円の減となっております。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、

障害児者地域療育等支援事業の基本的な相談事業が市町村事業になったことによるものでございます。

56ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、市負担に係る過年度精算金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目5、市生業資金貸付金元金収入については、消滅時効により12件60万5,000円全額を不納欠損させていただいております。

同じく、項4、雑入、目1、雑入のうち、62ページから65ページの保健福祉部関係は、各種検診自己負担金、生活保護法による返還金・徴収金、市立障害者施設支援費収入、老人医療等の返還金、保育所職員給食費負担金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、118ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、人件費を除き、前年度に比べ5.8%、約1億2,526万円の増となっております。これは、福祉総務課、高齢者障害者福祉課に係る経常経費並びに社会福祉事業運営委託料などの委託料のほか、社会福祉協議会補助金、障害者福祉作業所運営補助金、小規模通所授産施設運営補助金などの補助金、特別障害者手当等給付金などの扶助費、さらには、国民健康保険などの特別会計への繰出金が主なものでございます。なお、増額の主な要因は、コミュニティソーシャルワーク事業運営委託料、障害者自立支援法の施行に伴う在宅福祉サービスに係る扶助費、国民健康保険特別会計繰出金などでございます。

126ページ、目2、老人福祉費は、前年度に比べ0.9%、約495万円の増となっております。施設介護サービス

委託料、高齢者民間賃貸住宅家賃助成補助金、老人入所施設措置費等が主なものでございます。

128ページ、目3、国民年金総務費及び130ページ、目4、国民年金事務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。

同じく130ページ、目5、身体障害者福祉費は、前年度に比べ8.4%、約1,443万円の減となっております。身体障害者に係る補装具交付費、援護施設支援費、ホームヘルプ・ガイドヘルプサービスに係る支援費等が主なものでございます。なお、減額の主な要因は、更生医療費、援護施設支援費等でございます。

134ページ、目6、知的障害者福祉費は、前年度に比べ6.8%、約2,069万円の減となっております。減額の主な要因は、市立みきの路運営委託料、援護施設支援費等でございます。

同じく、目7、老人医療助成費は、前年度に比べ11.3%、約2,438万円の減となっております。これは、平成16年11月からの制度改正に伴う経過措置による対象者の減によるものでございます。

同じく、目8、身体障害者医療助成費は、前年度に比べ2.1%、約232万円の増となっております。

136ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、保育所運営費負担金等を執行しておりますが、人件費を除き、前年度に比べ1.2%、約1,607万円の増となっております。

138ページ、目2、児童措置費は、児童手当、児童扶養手当を執行しておりますが、児童手当の対象者が拡充されたことから、前年度に比べ16.5%、約1億3,587万円の増となっております。

す。

140ページ、目3、児童福祉施設費は、主に市立保育所の運営に係る臨時職員等の賃金、給食賄材料費の経費を執行しておりますが、正職員の退職補充として、臨時職員を配置したことに伴い、非常勤職員等の賃金がふえたため、前年度に比べ6.5%、約1,094万円の増となっております。

142ページ、目4、母子福祉費は、母子生活支援施設運営費負担金等を執行しておりますが、前年度に比べ33.3%、約439万円の増となっております。これは、母子生活支援施設の入所者の増や、母子家庭等自立促進計画策定委託等によるものでございます。

同じく、目5、乳幼児医療助成費は、前年度に比べて1.3%、約157万円の減となっております。

同じく、目6、ひとり親家庭医療助成費は、対象者の増に伴い、前年度に比べ10.2%、約483万円の増となっております。

144ページ、項3、生活保護費、目1、生活保護総務費は、人件費を除き、前年度に比べ36.9%、約297万円の増となっており、その主なものは、臨時職員の賃金、パソコン借上料の増によるものでございます。

同じく、144ページ、目2、扶助費は、被保護者の増により、前年度に比べ4.2%、約7,716万円の増となっております。

146ページ、項5、災害救助費、目1、災害救助費は、昨年12月の火災時の炊き出しを行ったものでございます。

同じく、146ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、人件費を除き、前年度に比べ0.3%、約29万円の増となっております。

これは、保健センター及び休日応急診療所の管理運営に係る経費、また、三師会、夜間休日応急診療所、三次救命救急センター等の補助金、負担金などでございます。

150ページ、目2、予防費は、前年度に比べ5.4%、約1,306万円の減となっております。その主なものは、各種がん検診委託、市民健康診査委託、各種予防接種委託、乳幼児の各種健診などに係るものでございます。

152ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ0.6%の増となっております。その主なものは、消毒業務及び飼い主不明の犬・猫の死獣処理などに係る経費でございます。

154ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ6.7%、約948万円の減となっております。これは、市営葬儀委託料や斎場・葬儀会館の管理運営業務委託料等でございます。

同じく、目7、墓地管理費は、市営墓地の管理経費でございます。

以上、保健福祉部に係る平成18年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○安藤委員長 続いて、紀田生活環境部長。

○紀田生活環境部長 おはようございます。

認定第1号、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、生活環境部に係る部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、市民文化ホール等に係るものは、前年度に比べ24.9%の減となっております。こ

の主な原因は、総合福祉会館の閉館によるものでございます。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係るものは、前年度に比べ5.1%の減となっております。

38ページ、目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料では、前年度に比べ4.9%の減となっております。

目3、農林水産業手数料のうち、農業委員会手数料は、前年度に比べ25.0%の減となっております。

44ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ15.8%の増となっております。

50ページ、項2、府補助金、目2、民生費補助金のうち、生活文化費補助金は、新進芸術家を育成するリトルカメラリア推薦コンサートに対する市町村文化振興支援事業補助金でございます。

目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金は、騒音、振動、悪臭対策等の委任事務補助金でございます。

また、違法屋外広告物除去事務経費補助金は、違法簡易看板除去に係る補助金でございます。

目4、農林水産業費府補助金は、前年度に比べ32.0%の減となっております。これは、農業委員会交付金が、主に三位一体改革により減額されたことによるものでございます。

目5、商工費府補助金は、地域就労支援事業及び商店街等活性化支援事業に係る補助金の交付を受けたものであります。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ、1.9%の減となっております。

58ページ、款19、諸収入、項3、

貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、前年度と同額となっております。

62ページ、項4、雑入、目1、雑入のうち、生活環境部に係ります主なものは、文化ホール入場料、資源ごみ売却収入等でございます。前年度に比べ、4.4%の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、94ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、その主なものとして、国際交流嘱託員報酬及び国際交流協会補助金、市外宿泊施設利用補助金等に係る経費でございます。

96ページ、目11、防犯対策費は、防犯灯の電気料金や維持管理費補助金並びに防犯協会の負担金等に係る経費でございます。

100ページ、目14、自治振興費は、地区振興委員等の報酬のほか、自治会に対する広報紙等の配布手数料並びに地域活性化事業と自治連合会が実施する研修会及び摂津まつり振興会への補助金が主なものでございます。

110ページ、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費の主なものは、戸籍住民基本台帳事務事業及び市民サービスコーナー事務事業等に係る経費でございます。

次に、146ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費は、財団法人摂津市施設管理公社への事業委託に係る経費が主なものでございます。

目2、総合福祉会館費は、総合福祉会館の閉館に伴う市民体育館、文化ホールへの配電設備の改修、自動火災報知機及び非常放送アンプの移設等に要した経費でございます。

目3、文化ホール費は、文化ホールの

運営に係る音響機器及び舞台照明装置の借上料でございます。

次に、152ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、大気、水質、騒音振動対策等にかかる経費でございます。

154ページ、目5、環境政策費は、環境保全に係る啓発事業等に係る経費でございます。

項2、清掃費、目1、清掃総務費は、一般廃棄物の収集、処理事業に係る経常的な経費でございます。

156ページ、目2、塵芥処理費の主なものは、再生資源集団回収協力金、ストックヤード運営に係る光熱水費、可燃ごみの収集運搬、不燃ごみの中間処理、不燃ごみ収集運搬、選別委託料等でございます。

162ページ、目4、環境センター費は、環境センターでの可燃ごみ焼却処理経費のほか、3号炉及び4号炉の維持管理に係る経費でございます。

164ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費は、農業委員報酬及び農業委員会の運営事務に係る経費でございます。

166ページ、目2、農業総務費は、農業改良委員報酬、大阪北部農業共済組合への負担金が主な経費でございます。

目3、農業振興費は、地域米消費拡大対策事業委託料、市民農園設置委託料、鳥飼なす保存委託料のほか、花とみどりの補助金が主な経費でございます。

170ページ、款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は、事務管理費等の経常経費や、労働相談に係る相談員の報償金等でございます。

目2、商工振興費は、商業活性化対策の事業補助や、中小企業事業資金融資預託金、企業誘致奨励金等の商工振興策に

係る経費でございます。

172ページ、目3、消費対策費は、消費生活相談ルームの運営及び消費者啓発事業の資料作成等に係る経費等でございます。

以上、歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○安藤委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

質問に入る前に、質問の前に番号をつけますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目でございますけれども、決算書の63ページ、環境業務課の資源ごみ売却収入1,571万3,599円についてでございますけれども、古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源ごみを業者に売却して、歳入ということで計上されておられますが、ここで、資源ごみである古紙・びん・缶・ペットボトル等が回収されて、どのようなシステムでリサイクル業者に売却されるのか、資源ごみの行方と申しましょうか、できれば、収集品目別でお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、資源ごみ売却収入1,571万3,599円の内訳を、これも品目別で、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、2番目です。

決算概要45ページの、防犯灯事業に関してでございます。

この防犯灯は、明るいまちづくり、そして、犯罪を減らすという意味から、本当に必要であるというふうに認識しておりますが、この防犯灯設置の基本は20ワットで、その中で、自治会の希望もしくは設置箇所数が減らせるなどのことであれば、20ワットから36ワットへの取りかえの検討を市で行うというふうに

聞いておりますが、やはり年々、この36ワットの防犯灯が効果があると、ふえてきていると認識いたします。

ここで、この防犯灯に対する管理維持費として、1灯800円ということでございますが、この36ワットの防犯灯は、ランプ代で約500円ほど高いということ聞いておりますが、1灯当たりの管理維持費の増額を検討いただいているということで認識しておりますが、この点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、3番目です。

決算概要48ページの、摂津市自治連合会研修会補助事業に関してでございますけれども、この研修会の内容について、どのような内容であったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、4番目、決算概要55ページの、住基事務事業に関してでございます。

住民基本台帳カードの発行状況ですけれども、近年、インターネットを利用して、税の申告、申請、届け出等ができる便利なシステムであります。e-Taxの普及等に伴って、住基カードの発行数も年々増加傾向にあると思っておりますけれども、ここで、住基カードの発行数に関して、増加傾向にあるのかということと、また、カードの発行数とあわせて、公的個人認証サービスを受けられた数を、ここで聞かせいただきたいと思っております。

次に、5番目ですけれども、決算概要の70ページの、身体障害者施設訓練等支援事業に関してでございますが、障害者自立支援法が実施されて、障害者の方が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指していますその施策の一つに、就労支援の抜本的強化が盛り込まれております。

そこでは、新たな就労支援事業を創設し、一般就労への移行促進を図る一方、

福祉施設で働く障害者に対する就労支援策が課題とされております。本市におきましては、この身体障害者施設訓練等支援事業、また、知的障害者の方もあわせて、どのような取り組みをされたのか、ここで聞きたいと思っております。

次に、6番目でございます。

決算概要75ページの、児童虐待発防止予防システム構築事業に関してでございますが、厚生労働省では、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの約4割がゼロ歳児で、ゼロ歳児のうち、約8割が月齢4か月以下ということがわかりました。また、発見や対応がおくれるほど、親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることも踏まえると、早期発見・早期対応の体制を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みと言えます。

本市におきまして、健康推進課になりますけれども、新たに、新生児訪問指導を充実して、4か月までの全数訪問を実施されておられますが、どのようなシステムで、こども育成課さんと関係各課と連携をとっていただいて、虐待の未然防止に努めておられるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、7番目、同じく、決算概要75ページの、児童手当給付事業に関してでございますが、この児童手当給付に関しての市民の方への周知徹底はどのような方法で行っておられるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、8番目、決算概要76ページの、保育所管理運営事業に関してでございます。

待機児童がどういうふうな数字になっているのか、また、どのように待機児童対策をされてきたのか、また、待機児童

の推移も、過去からどういうふうな形が変わってきているのかをご答弁いただきたいと思います。

9番目、決算概要88ページの、地球温暖化対策事業に関してでございますが、3点聞きたいと思っております。

1点目の、摂津エコアクション（環境家計簿）の推進において、市民に啓発するためにも、多くの市の職員が率先して取り組んでいただいていると思っておりますが、今年度の環境家計簿参加者数、Eライフ普及員を含めお答えいただきたいと思います。

2点目に、公用車におけるエコドライブの取り組みについての現状をお聞かせください。

3点目に、市内の中小事業所に対してのエコアクション21の推進について、どのような取り組みをされたのか、ここでお聞かせ願いたいと思っております。

次に、10番目、同じく、決算概要88ページの、環境美化事業に関してでございます。

この環境美化事業の取り組みについて、現在どのような体制で取り組まれているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、11番目、決算概要100ページの、中小企業金融対策事業に関してでございます。

摂津市中小企業事業資金融資制度が、先月10月1日から変わりました。ということで、先月の広報せつつの商工特集にも掲載していただいておりますが、この中小企業事業資金融資制度について、経過と内容の説明をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、12番目、同じく、決算概要100ページの、地域就労支援事業に関してでございます。

本市におけるニートやフリーターを対

象とした、若年者の雇用対策について、就職フェアの実施等、さまざまな形で取り組んでこられました。その対応策と結果について、お聞かせ願いたいと思います。

次に、13番目、決算概要101ページの、消費生活相談ルーム事業に関してでございます。

近年の、ストーブやガス、瞬間湯沸かし器などの使用時に大事故が発生していることを受け、消費生活用製品安全法が改正されたことに伴いまして、製品メーカーなどの事業者に対して、製品事故の国への報告の義務づけや、国から消費者へ事故情報の迅速かつ的確な提供が定められておりました。この消費生活用製品安全法の改正に伴いまして、本市はどのように対応されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、14番目、決算概要83ページに戻りますけれども、市民総合健康診査事業に関してでございますが、自分自身の健康を守るために、年に一度は健診を受けましょうということで、誕生日健診等の周知をされておられますが、基本健診、また、セット健診の受診率について、お聞かせ願いたいと思います。

以上で、1回目、終わります。

○安藤委員長 答弁の方、お願いします。

水田次長。

○水田生活環境部次長 決算書63ページ、資源ごみ売却収入の内訳と、どのようにリサイクルされるかということでございますけれども、本市といたしましては、平成13年2月から、家庭系のごみの資源を、瓶と缶から拡大いたしまして、ペットボトル、古着類とかの拡大を図っております。

まず、回収から処理までの流れでございますけれども、まず、市の職員が、午

前中、生ごみの収集後に、午後から資源ごみの回収を行っております。回収した資源ごみは、まずリサイクルプラザのストックヤードの方へ搬入されることとなります。そこで、個々に選別、圧縮、それから、梱包の作業を経まして、それぞれ業者の方へ売却というふうな形になっております。

品目別にどういうふうになるのかということでございますけれども、まず、アルミ缶でございますけれども、これは、主に自動車のアルミホイールとか、それから、窓枠のサッシとかに変わるものがございます。

それから、スチール缶ですね、これも、鉄筋工材、建設用に変わるというふうに聞いております。

それから、びんにおきましても、リターナルびんといひまして、ビールびんとか牛乳びんですね、これらは、もちろんそれを使えるということなんですけれども、それと、ワンウェイびんといひますか、栄養ドリンクとかそういうふうな色つきのびんでございますけれども、それも、リターナルびんにつきましては、酒屋さんとか牛乳屋さんの方へ回収されるということで、再度使用されるということでございます。

それから、ワンウェイびんですね、これは、ガラスの原材料とか道路の材料ですね、道路の舗装等に混入されるような原材料として生まれ変わるということになっております。

新聞は、主に新聞ということでございます。

ダンボールにつきましては、ダンボールとトイレトペーパーの芯に再生ということなんです。

それから、古着類につきましては、工業用のウエスとか、または、リサイクル

ショップの方で再生されるということで伺っております。

一番注目されるペットボトルなんですけれども、これも、毛布とか衣服ですね、それと、文具類等に変わるというふうになっております。

牛乳パックの方についても、良質な紙を使用しているということですので、主にトイレットペーパーの方に変わるということでございます。

それから、売却収入の1,571万3,599円の内訳等のお問い合わせでございます。

品目でそれぞれ上げますと、かなり細かくなってまいりますので、ちょっとまとめた部分の中でご説明させていただきたいと思っております。

まず、古紙類ということで、新聞・雑誌等ですね。それが、18年度では407トンで、金額が55万2,845円。

それから、古着ですね、これが117トン、23万5,400円です。

それから、缶なんですけれども、169トンで183万1,140円。

ペットボトルが205トンで1,268万7,356円。

牛乳パックでございますけれども、これが9トンで4万8,785円。

びんなんですけれども、これは無色、茶色のびんも含めましての分でございますけれども、これが460トン、16万9,028円。それから、リターナルびんなんですけれども、これは本数でもって行っておきまして、3万7,809本で18万9,045円と。合計、1,571万3,599円ということでございます。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 質問番号2番、防犯灯の維持管理費補助金についてでございますが、防犯灯は、各自治会長さんからの申請によりまして、毎年設置して

おります。

設置費及び電気代は市が負担しております。

設置後の防犯灯球や灯具の取りかえにつきましては、1灯当たり、年間800円の補助金で自治会にお願いをしております。

18年度におきましては、6,019灯に対しまして、481万5,200円の防犯灯維持管理費補助金を自治会に補助しております。

確かに20ワットと比べまして、30ワットの球や灯具が高く、各自治会の防犯灯維持管理に関する費用も多くなっておりますことは認識いたしております。

防犯灯維持管理費が自治会運営の支障となっているとして、平成19年度当初予算において、防犯灯補助金を、現行の800円から1,000円に増額要求をさせていただきましたが、18年度事務事業評価結果では、事業の必要性は認めるが、経常経費及び補助金の増額は、現在の財政状況の中では困難であるため、先送りとするとのことでございました。

各自治会におきましては、ご負担をおかけいたしますけれども、引き続き、現行での補助金で防犯灯の管理運営をお願いしたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、摂津市自治連合会の研修内容についてでございますが、摂津市自治連合会の研修会は、赤十字奉仕団と合同で、年3回実施されております。平成18年度におきましては、1回目の研修として、昨年6月4日に、門灯を朝までつける運動を各家庭に呼びかけ、門灯をつけ、明るいまちづくり推進地区を設定して、犯罪のない明るいまちづくりを目指すとともに、赤色回転灯つき非常ベル警報装置の設置や、夜間の防犯パトロール等、先進的な自主防犯活

動を展開されております京都市西京区の桂東学区自治連合会を訪問し、地域防犯活動の実動部隊となっている防犯委員等との現地交流を図るとともに、事業効果をご教示いただきました。参加者は、自治会長が47名、市関係者4名の51名でございました。

2回目の研修会は、自治会活動の事例発表研修で、昨年6月25日に、摂津市立男女共同参画センターで開催され、別府小校区の自治会長さんが、所属自治会の移り変わりとして、創成期、現在の状況、今後のあり方について発表されました。参加者は82名でございました。

3回目の研修につきましては、昨年10月29日、ポリテクセンター関西にて、日本赤十字社の活動と社主募集について研修されました。講師は、日本赤十字社大阪支部の方にお越し、赤十字の起源、各種事業内容等についてご講演をいただきました。参加者は61名でございました。

○安藤委員長 浅井参事。

○浅井市民課参事 質問4番の、住基カードの件でございますが、年次を追って発行推移を申し上げますと、住基カードについては、平成15年8月25日にスタートいたしまして、15年度は151枚。あわせて、公的個人認証の電子証明書の発行ですが、これは、平成16年1月29日にスタートしまして、15年度は13枚、16年度は、住基カード123枚に対して、電子証明書17件、17年度は、住基カード188枚に対して、電子証明書は23件。18年度は、住基カード250枚に対して、電子証明書33件という推移でございまして、ちなみに、本年度も参考までに、10月末現在でございますが、161枚の住基カードを交付しております。電子証明書は9件でござ

います。

この発行推移を見ましても、住基カードは、17年度下半期から、約、月20枚を超えている状況ということで、着実に増加しているものというふうに考えております。これは、銀行などの金融機関窓口での本人確認の実施、あるいは携帯電話の取得などでも本人確認が強化されておりますので、そういうときに住基カードの利用がふえてきているものというふうに考えております。

また、ご質問にもありましたように、電子証明書が住基カードの中に格納できるということから、電子証明書の発行に住基カードを申請されるという方々があります。国税庁のe-Taxの利用促進ということで、19年度、20年度にかかってe-Taxを利用された場合、電子申請された場合、税額が、年間5,000円ほど控除されるという話を聞いておりますので、吹田税務署の方も、数回、私も市民課と協議をしております、国税庁の方では、確定申告の時期に向けてダイレクトメールなどで電子申請と合わせてそれを登載する住基カードの宣伝もしていただくという話になっております。

発行の推移と公的個人認証の状況はそういうことであります。

○安藤委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 それでは、質問番号5番、身体障害者施設訓練等支援事業に関しまして、障害者の就労支援として、本市としてどのような取り組みをしているかというご質問にお答えさせていただきます。

この事業における更生訓練費につきましては、自活のための訓練が主になっております。

本格的な就労支援施策につきましては、

まず、ふれあいの里の中に、摂津市障害者職業能力開発センターせつつくすのきがございます。せつつくすのきでは、国からの事業といたしまして、障害者の就労を目標とした職業訓練カリキュラムを実施いたしまして、訓練生の能力開発を行うとともに、職業安定所、事業所など関連機関と連携いたしまして、就職活動を行い、修了生全員の就職を目指しております。

平成18年度の実績では、OA実務科が15人、実務作業科が10人、合計25人の修了生がございました。そのうち、摂津市在住の方が合計で3名となっております。そのほかに、短期の作業取得コースがありまして、5名の方が終了をいたしております。

本市の支出といたしましては、全体の事業費の4分の1から、大阪府からの委託収入を控除した額434万3,859円を摂津市社会福祉事業団補助金として支出をいたしております。

次に、ふれあいの里の中に、茨木・摂津障害者就業生活支援準備センターがございます。平成17年度に、最終的には国事業として採択を目指して設立をいたしております。

事業内容といたしましては、障害者の就職や職場適用などの就業面の支援に加えまして、障害者の方が苦手とされておられる生活習慣の形成や日常生活の自己管理などの生活支援を行っております。

利用者の状況は、茨木市が114人、摂津市が54人となっております。こちらの方の運営費は500万円となっておりまして、茨木市が全体の75%の375万円、摂津市が25%の125万円を分担いたしておりまして、大阪府から2分の1の補助を受けております。こちらの方は、障害者就業生活支援準備センター

ステップアップ事業として支出をいたしております。

また、本市独自の制度といたしまして、国の特定休職者雇用開発助成金の支給期間が満了した方につきまして、長期安定雇用の確保のため、重度障害の方は24か月、重度障害者以外の方は12か月の雇用助成金を支給する制度を設けております。こちらの方は、障害者雇用助成事業で、障害者雇用補助金として、18年度の実績としましては、6名の障害の方を対象に、事業主の方に203万円を支給いたしております。

なお、担当は産業振興課になりますが、毎年一回、ポリテクセンターを会場といたしまして、障害者の方を対象とした就職フェアを実施しております。

平成18年度は、9月27日に開催をいたしております。高齢者障害者福祉課からも説明員や手話通訳者の派遣などを行っておるところでございます。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 質問番号6番目、児童虐待発生予防システム構築事業についてでございますが、この事業は虐待要因を抱えた家庭を早期に把握し、継続的な訪問支援を行うことで、養育者の孤立を防ぎ、子育て支援につなげることで、乳幼児への虐待の未然防止を図るという事業でございます。

特に、4か月健診、1歳6か月健診の未受診の方を対象にして、保健師が訪問し、また、必要に応じて、主任児童委員と一緒に訪問したり、見守り活動を行っていく、そういう事業でございます。

この事業につきましては、17年度、18年度の2か年の府の単独事業というふうになっております。

しかしながら、この事業の補助が終わりましても、もちろん、関係機関、関係

団体連携いたしまして、虐待の未然防止に努めていくということは当然でございます。

虐待防止連絡会を通しまして、さまざまな連携活動を行ってきておりますけれども、また、早期に発見、早期に対応、さらに、未然防止につながるような支援ということで、連携を図っていききたいというふうに考えております。

7番目、児童手当制度について、市民への周知に関するご質問でございますが、まず、出生届を出された方に対しまして、市民課の方で、児童手当に関するリーフレットと乳幼児医療費助成に関するチラシと合わせてお配りしております。

市外で出生届を出された方に対しましても、同じものを、市民課の方と連携いたしまして、市民課の方から案内を出させていただきますいております。

制度改正につきましては、平成18年度に年齢拡大がございましたが、4月に、全保育所、幼稚園、小学校にチラシを配布いたしましたのと、また、広報、公共機関へのチラシ・ポスターの展示、また、9月に、全小学校の5年生を対象といたしまして、制度改正のチラシを配布いたしております。

そういうような形で、市民の皆さんへの制度の周知を図ってきているところでございます。

8番目、保育所の待機児童の問題でございます。

現在の保育所の待機児童数でございますが、平成19年10月段階で、今の待機児童の定義から見ますとゼロでございます。18年度におきましては、年間を通しましてゼロでございました。

ただ、この保育所で待機をとという方もいらっしゃいますので、定員規模なども含めると、現在で40名の方が待機を

していらっしゃいます。

待機児童への対策というご質問ですが、これに対しましては、必要に応じまして、定員の弾力化適用ということで15%増しをして、最低基準を上回るという形をとって対策に当たっております。また、平成18年6月には、創設園で90名、建て替えにより定員増で30名、合わせて120名の定員の拡大を図ってきております。

待機児童数の推移についてでございますが、平成18年10月には、待機児童はゼロではございますが、そこに登録をされている方が45名いらっしゃいました。また、平成17年10月には、待機児童数が38名、そこに登録をされている方が76名という状況になっております。平成18年6月の定員拡大をもちまして、待機の状況につきましては緩和されてきているというふうに考えております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 それでは、環境対策課に係る4点の質問について答弁申し上げます。

まず、質問番号9番、温暖化対策事業の中の1点目でございますが、環境家計簿推進事業の取り組み現状でございますが、国内では、CO2削減問題、運輸産業部門の温室効果ガスの排出量の増加が著しく、特に、家庭など民生部門の削減が重要課題となっております。

そのため、温暖化対策事業として、大阪府が平成15年度から3年計画で、大阪エコアクション促進事業として実施されました。

まず、府下7市が取り組みを始め、本市では、初年度、138世帯から開始したのが、3年目の最終年度は224世帯の市民の皆さんに取り組んでもらいまし

た。今年度においては、市独自の事業、摂津エコアクションとして継続実施し、参加者の拡大を図り、今年度からは、行政が率先して行動することが市民への啓発につながるものと考え、市の職員にも参加を呼びかけ、8月31日現在、15年度の開始と比較しますと、約2.3倍の321世帯、Eライフ普及員40名、そのうち、市の職員は70世帯が取り組んでおります。

18年度の成果実績としましては、府下11市が継続実施されており、11市分では、電気使用料が1.9%の削減、ガス使用料が5.2%の削減となりました。

本市分としましては、電気使用料が2.2%の削減、ガス使用料が6.6%削減となっております。

2点目の、公用車におけるエコドライブの取り組み現状でございますが、昨年11月に、2期目の率先実行計画である摂津エコオフィス推進プログラム2を作成しまして、常日ごろから職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みを積極的に実践することを求めています。

ご質問のエコドライブについても、プログラム2の中でも、まず1点目に、自動車燃料の使用量の削減として掲げており、昨年12月に、全職員に対しまして、国土交通省や環境省が推奨するエコドライブ10の勧めを配布し、全庁的に、公用車から発生するCO2削減をより推進するために取り組んでおります。

具体的な取り組みとしましては、むだなアイドリングをしない、急発進・急加速を回避し、エコドライブに努める。近距離への出張は公用車を極力控え、自転車や公共交通機関を利用する、などを重点的に上げております。

また、ことし3月には、より職員に対

しエコドライブを推進するために、年一回実施しております、環境問題職員研修会のテーマにも、エコドライブの勧めと題して、省エネルギーセンターより講師を招いて、職員の意識向上にも努めております。

3点目、エコアクション21の本市の取り組み状況でございますが、市内の中小事業者向けに、環境マネジメントシステムの簡易版でございます、環境省が策定した、エコアクション21の認証登録制度の説明会を、主催、エコアクション21を推進されておりますNPO法人大阪環境カウンセラー協会により、平成17年3月でございますが、市役所の方で開催、実施しました。

まず、広報に参加募集をかけましたけれども、集まった事業所は8社で、うち2社だけが事前に申し込みもあり、熱心に説明を受けられたと記憶しております。

その後は、中小事業者からの要望もなく、説明会は開催しておりません。

最後の質問番号10番、環境美化事業の取り組み状況でございますが、以前は、各部より動員をいただきまして、全庁的に環境美化活動に取り組んでおりました。

日々の活動としましては、平成17年度より、環境対策課の職員2名が、ほぼ平日の毎日稼働し、市内の公共施設等に掲示されております違法屋外広告物の撤去活動を行っております。あとは、関連サービスのボランティア活動団体でございます、通称、きれいにしたい摂津による違法屋外広告物の撤去活動を行っていただいております。

18年度の撤去実績としましては、394回の撤去回数、1万5,858枚の撤去数を上げております。撤去の内訳は、張り紙、張り札で、1万4,133枚、立て看板、広告旗で1,707枚となっ

ております。今年度においても、ほぼ同様の撤去数で推移をしております。

あと、環境美化事業の取り組みとしましては、5月30日に、まちを美しくする運動連絡協議会から動員をいただきまして、千里丘駅、正雀駅にて、ごみゼロ街というキャンペーンを実施しました。また、8月10日の道の日には、まち美協及び住民参加による市内の道路美化清掃活動にも参加し、環境美化の意識向上に努めております。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課に係ります3点のご質問に対してご説明申し上げます。

まず、質問No.11、資金融資制度が変更されたその経過と内容についてでございますが、本市の中小企業金融対策事業は、市内の中小企業者の健全な発展のために必要な資金を融資するもので、大阪府の中小企業信用保証協会100%の保証を付して、融資期間が最長4年、600万円を限度額に、金融機関が融資し、その中で、借入金完済後、保証料の全額、利子の2分の1を市が負担するものでございます。

このような中、国において、信用補完制度の見直しが進められ、平成19年10月から、保証割合が、融資残高の100%の協会保証から、万が一の事故が起きた場合、保証協会は融資残高の80%、残り20%は、金融機関のプロパー債権になり、保証協会の代位弁償の対象にならないと決まりました。そして、何よりも、この見直しにより、中小企業者へ提供できる本市の商品がなくなるという事態に陥りました。そこで、融資担当会議や市長会を通して、事業継続の要望活動を継続した結果、大阪府市町村連携型中小企業融資制度が新たに設けられ、平成

19年10月以降は、新たに、零細企業を対象にという条件下で、引き続き融資制度を行うことが可能となりました。

続きまして、質問No.12、就労支援事業で、ニートやフリーターを初めとする若年者への対応と、その結果についてであります。本市の就労支援事業は、就労を実現するための能力開発を目的とした技能講習の実施と、雇用・就労の創出を目指した就職フェアの開催が大きな軸となっております。

まず、技能講習は、若者向け・高齢者向けと、対象を特化した形では行っておりませんが、18年度実施の色彩検定、福祉住環境コーディネーター、システムアドミストレータの3講座は、若年者の就労に大いに役立つもので、3講座の受講生65名中、10歳代から30歳代までは28名おられ、そのうち6名の方が就労に結びついております。就職フェアにつきましては、市単独開催が、一般と障害者の方を対象で、各一回、三島地域の合同が一回の計3回で、障害者の方は、年齢把握はできておりませんが、58名中3名、一般では、25名の参加者の中で、34歳までの参加者は13名で、この年齢層の採用は、残念ながらありませんでした。

また、3市合同の就職フェアでは、118名の参加者の中で、34歳から58名の参加のうち、17名の採用がございました。

最後、質問No.13、消費生活用製品安全法の改正に伴う本市消費生活相談ルームの対応についてでございますが、このたびの法改正は、危険性のある製品の製造・販売の防止と、事故が起きた場合に、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止する目的になされたものであり、とりわけ、死亡事故や全治1か

月以上のけが等が発生したものは、重大事故として、メーカー名と製品形式が公表されることになっております。

本市相談ルームでは、先般の10月15日号広報せつつの商工特集号に、法改正の内容を掲載し、事故発生、またはその疑いが持たれる場合は、直接、販売業者かメーカーへの通報、あるいは本市消費生活相談ルームに相談いただきますよう、注意喚起を行ったところでございます。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 それでは、14番目、市民総合健診のご質問にご答弁申し上げます。

市民総合健診は、保健センター委託の基本健診とセット健診、それから、医師会委託の個別健診、この二つの委託方法で実施しておりますが、平成18年度の受診率は64.2%でございます。ここ数年、1ないし3%ずつ受診率が向上しているところでございます。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、2回目の質問を行います。

1番目の、資源ごみ売却収入についてでございますが、資源ごみの行方についてご答弁いただきまして、よくわかりました。今、各自治体がさまざまな観点から検討されていると認識いたしますが、このごみ集積場に出された空き缶や古紙などの資源ごみの持ち去りに関しまして、茨木市では、資源ごみの持ち去りを禁止し、違反者に罰金20万円以下の罰則を科すことなどを定めた条例を施行されました。

本市におきましても、同じように資源ごみの持ち去りが行われていると認識いたします。

ここで、1点目に、この資源ごみの持

ち去りに対してどのような対応策をとっておられるのかお聞かせください。

2点目に、資源ごみの持ち去りを禁止する内容の条例の制定など考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目の、防犯灯事業に関してでございます。

ご答弁いただきました、1灯当たりの管理維持費の増額をどうか検討お聞かせ願いたいと思います。

ここでもう1点お聞きしたいんですけども、本市全体の防犯灯で、自治会管理以外の防犯灯はどれくらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、3番目の、摂津市自治連合会研修会補助事業に関してでございます。

先ほどの中にはちょっと出てこなかったんですけども、私もこれ定例会で一般質問させていただいたんですけども、自治会の加入促進に向けた取り組みについての検討も今までになされてきて、さまざまな議論があったと思います。自治振興課と市民課との連携をとっていただいて、市民の方に自治会の加入促進をアピールしていただくということで検討していただいていると思うんですけども、それとまた、今実行段階にあるかなと思うんですけども、連携はどのようにされているのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。また、結果は、市民の方の反応等を含めてお聞きしたいと思います。

次に、4番目、住基事務事業に関してでございます。

着実に年々増加傾向にあるということですが、この住基カードの活用について、この際聞いておきたいんですけども、電子自治体の構築に向けて、本市もホストコンピューターからオープンシステムへの移行作業が現在実行段階

であります。このオープンシステムへの移行後、住基カード内のネットワークシステムで、空き容量を利用して、さまざまな市民サービス、いわゆる多目的利用をされるのか。住基カードの活用についてどのように検討されておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、ほかの方法ですね、何か印鑑登録証明書等々を考慮しておられるのか、その辺、考慮しておられるのであればご答弁いただきたいと思います。

次に、5番目、身体障害者施設訓練等支援事業に関してでございますが、ご説明いただきましてわかりました。一人でも多くの方が就労につながるように願いますが、ここで、障害者のある方の雇用就労をさらに実現するために、今後どのように取り組まれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、6番目の、児童虐待発生予防システム構築事業に関してでございますが、ご答弁いただきまして、今後もしっかり連携をとっていただきますよう、よろしくお願いたします。

また、新たに、新生児訪問指導を充実して、4か月までの全数訪問ということでございますが、さまざまなご家庭の状況があると認識いたしますが、問題なく訪問できているのかどうか、ここでお聞かせ願いたいと思います。

次に、7番目、児童手当給付事業に関してでございます。

ご答弁いただきまして、よくわかりました。さまざまな方法で周知徹底を行っていただいておりますが、この際、聞いておきたいんですけれども、このたび、大阪府は、子育てを応援しますということで、第3子以降の出産、子育てに臨まれる方へ応援メッセージを送るとともに、社会全体で子育てを支える機運づくりを

促すことを目的として、本年11月1日から、3人目以降のお子さんを出産された大阪府民に応援金を給付する新たな制度が行われましたが、この制度に関して、どのように周知徹底をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、8番目の、保育所管理運営事業に関してでございます。

待機児童についてお答えいただいたわけですが、さまざまな方法で対応していただいておりますが、ここで聞いておきたいんですけれども、市営別府住宅の建て替えに伴って、1階の別府保育所の今後の方向性でございますけれども、さまざまな方法を検討されているとは思いますが、例えば、認定こども園の導入を検討されてはいかがでしょうか。認定こども園は、就学前の乳幼児を受け入れて、教育や保育を一体的に提供するとともに、児童相談や親子の集いの場を提供するなど、地域に密着した子育て支援を行う総合施設でございます。この点について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

9番目の、温暖化対策事業に関してでございますけれども、1点目の、環境家計簿の推進における取り組みについて、今後の方向性をお聞かせください。

例えば、さらに多くの市民の方に参加していただけるような、市オリジナルの環境家計簿を作成して、積極的に推進を呼びかけてはいかがでしょうか。

この点に関してどのように検討されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目に、公用車におけるエコドライブの取り組みについてでございますが、例えば、公用車などの燃料の使用量削減に向けた取り組みについては、職員の方がエコドライブ10の勧めを積極的に実施し、市内の事業所や市民の方に普及・

推進できるように、例えば、エコドライブ実施中のステッカーを張ってアピールされてはいかがでしょうか。

この点をお聞かせ願いたいと思います。

3点目に、市内の中小事業所に対してのエコアクション21の推進についてでございますけれども、今後の取り組みに関して、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、10番目の、環境美化事業に関してでございますが、まちを美しくする、大変すばらしい取り組みだなと思います。ここで、ボランティアの方の取り組み状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、11番目、中小企業金融対策事業の融資制度についてでございます。

大阪府市町村連携型中小企業融資制度の創設で、本年10月以降は、零細企業を対象にという新たな条件で、引き続き融資制度を行うということでございますが、1点目に、この新たな制度についての具体的な説明をお願いします。

2点目に、新たな制度に伴って申請者の資格等の変更がなされておりますが、本市の事業所にとって厳しい内容となるのか、また、それに対しての対応策を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、12番目の、地域就労支援事業に関してでございます。

先ほど答弁いただきましたように、就職フェア等の開催で、何名かが採用に結びついているということでございますが、若者が自分に合った仕事を見つけるためのいろいろなサービスを、1か所で、すべて無料で受けられるジョブカフェ、若年者のためのワンストップサービスセンターが、大阪にもJOBカフェOSAKAとして設置されておりますが、本市とJOBカフェOSAKAの連携はとって

おられるのか、この点、お聞かせ願いたいと思います。

次に、13番目、消費生活相談ルーム事業に関してでございます。

この消費生活用製品安全法の改正に伴う対応について、事故情報を生かすため、製品に不具合を感じたら、メーカーなどの事業者、もしくは消費生活相談ルームへお知らせくださいということですが、近年、本市の消費生活相談ルームに該当する相談が寄せられているでしょうか。できれば、具体的にお答え願いたいと思います。

次に、14番目の、市民総合健康診査事業に関してでございます。

お答えいただきましたように、受診率はまだまだ低いということでございますが、今後の受診率向上に向けた取り組みをお聞かせください。

以上で、2回目終わります。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 資源ごみに係ります、1点目の、集積場での持ち去りに対します対応ということでございます。

現在、実際には、持ち去りの実態はございます。苦情等もございますので、そういった通報あるいは苦情がございまして、市の職員が現場の方へ出向きまして、状況を把握するなり、また、そういう持ち去りの者がおりまして、遭遇すれば、資源等についてのその辺の市の考え方をお話しながら、禁止してもらうようには対応しております。

苦情の中には、やはりそれもさることながら、やはりそういうアルミ缶を朝からつぶす音がやっぱりかなりやかましいというような苦情も多々あるのは実態でございます。市民の方からそういう連絡をいただきますと、その時間帯にあわせてような対応ということも考えておりま

す。

それから、2点目の、条例の制定を考えているのかということでございますけれども、まず、本市におきましては、ステーションでの回収ということで、約3,000か所ぐらいのステーション箇所があるかと思えます。その条例を制定いたしますと、やはりそういう対応をしていかなければならない。当然、茨木市のようにパトロールもしていかなければならないというふうなことがございます。現にそういう収集の体制で今まいりますと、なかなかその辺のパトロールも難しいかなというふうに考えております。

茨木市などでは、20万円の罰金ということでございますけれども、むしろ罰金よりも、そういう抑止力の効果をねらっているというところで、月一回のパトロールにおきましては、やはり管理職がパトロールしているというような実態もお聞きしております。

本市におきましても、やはりそういう持ち去りというものがございますので、当面、そういう現場での対応を行っておりますけれども、条例制定につきましては、北摂の清掃の担当者会議がございまして、やはりそういう会議の中で、状況等、情報の提供などを受けながら、お互いに出しながら、その辺を、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 自治会管理以外の防犯灯設置数はどれぐらいかということでございますが、自治会管理以外の防犯灯設置数は、どこの自治会にも属さず、市が管理しているものが74灯、自治会に加入しない新規住宅開発等の住民で管理していただいているものが19灯、道路照明灯として道路課が所管してござ

す水銀灯・ナトリウム灯・蛍光灯が699灯ございます。

続きまして、自治会加入促進に伴います自治振興課と市民課の連携及び市民の反応はどうかということでございますが、自治会加入促進の一環として、ようこそ自治会へというパンフレットを平成14年度に作成し、市民課において、本市転入者に配付することにより、自治会加入率のアップを図っているところでございます。また、このパンフレット以外に、自治会加入のメリットを記載したチラシを作成しており、自治連合会総会時などに各自治会長にお配りし、自治会加入の勧誘時にご利用いただいております。

本年9月28日に、このチラシの縮小版を作成いたしまして、市民課に配付していただくようお願いしたところでございます。

この縮小版の内容につきましては、自治会に入るとこんな利点がありますというタイトルで、1番目として、地震等の災害時の相互扶助、2番目、自治会による効果的な防犯活動、3番目、自治会による地域の問題解決、ごみ出しルールや交通安全対策等、4番目、地域ぐるみの子育て、こども会への支援等、5番目、速やかな市の情報伝達、広報紙や回覧の配布等、6番目、近隣住民のふれあいの場、運動会や盆踊り等のイベント参加等々、いざというときには、お隣さんやご近所の人たちが一番頼りになります。自治会に入り、安全で安心して暮らせる日々を送りませんか、自治会の加入に関することは、新館2階30番、自治振興課へお越しく下さいという内容でございます。

市民の方の反応につきましては、残念ながら、今のところ芳しくないというのが実情でございます。ただ、このチラシを見ていただくことによりまして、自治

会に対する理解を少しは深めていただけるものと期待しております。

○安藤委員長 浅井参事。

○浅井市民課参事 住基カードの多目的利用という観点でのご質問ですが、現在、市民課を初め情報システムの再構成の段階にあります。

こういう段階にありますので、住基カードの多目的利用というにつきましては、市民課内としては、昨年6月に第2回の定例会で、委員のご質問がありましたところから、余り進んでいないというのが実情であります。

とりわけ、住基カードの多目的利用というのは、極めて政策にかかわる課題でもありますので、そちらの方と十分協議をしていくというか、むしろそちらが、政策部門でのリードをしていただく必要があるだろうというふうに思っております。

ご質問の印鑑登録証との取り込みというか、住基カードの共用化というか、そういう連携の問題でございますが、市民課内部で、この議論は大分かなりやっております。印鑑登録証というのは、印鑑登録証カード自体に、だれのものか判明できないように、一応番号しか打っていないという、わざわざそういう特徴をもたらしているわけでありまして、これは、仮に落とされても、このカードがだれのものかわからないというふうにしているわけでありまして、これがもし住基カードと合体したものにいたしますと、こういう機能が損なわれるということで、課内部におきましては、印鑑証と住基カードというものは別体系で進めていこうということをこれまでも考えてまいりました。

さらに、住基カードの多目的利用という観点におきまして、少し影響を受ける

んではないかなと考えておりますのは、23年度をめぐりとした社会保障カードの論議の行方というものが非常にこれからの情報化、市民課的にもやはり出てくるだろうというふうに思っております。

検討会の論議を見ますと、年金とか健康保険証、介護保険をターゲットにしておりますけれども、ICカード化された上に、券表面に顔写真を希望者には載せていく、あるいは電子証明書を登載するという論議がありますので、これはもう住基カードとほとんど同様のものということになってまいります。

住基カードは平成15年からスタートしまして、有効期間が10年間ということになってますから、平成25年度に再交付の時期が到来してまいります。その前段の23年ごろに、社会保障カードが登場してまいりますと、これから、住基カードの多目的利用という面で、その行方につきまして、拙速に判断していくということは非常に問題を抱えるんではないかなというふうに考えている、今のところ、我々が判断している次第であります。

○安藤委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 質問番号5番、身体障害者施設訓練等支援事業に關しまして、障害者の就労支援について、今後の取り組みについてお答え申し上げます。

まず、平成17年度に、ふれあいの里の中に設立いたしました、茨木・摂津障害者就業・生活支援準備センターが、早期に国事業として採択されるよう、ふれあいの里と連携いたしまして、事業実績を上げてまいりたいというふうに考えております。

また、障害者雇用助成事業の拡大ということがございます。平成18年度に障

害者自立支援法が施行されてきて、これまでの支援費制度のもとでは対象外でありました精神障害者の方が、障害福祉サービスの対象に含まれることとなっております。新たに、これまで、身体障害者と知的障害者を対象といたしておりました障害者雇用助成事業におきましても、障害者自立支援法にあわせまして、精神障害者まで拡大ができないか、検討をいたしているところでございます。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 児童虐待防止に係ります、こんにちは赤ちゃん事業、4か月までの全数訪問を目指しての活動についてご答弁申し上げます。

まず、本年度4月生まれのお子さんから全数訪問ということで対象にいたしまして、4月、5月、6月、3か月生まれのお子様の対象数が205名でございました。1回目の訪問で訪問を終えることができましたのが103名、そして、2回目、3回目、4回目、5回目と、かなりしつこく家庭訪問させていただいたりしている現状でございますが、3か月の出生数まとめまして、174名の方に家庭訪問指導が実施できております。84.9%でございます。

面接できませんでした方は、もう最近のお母様方、割合、実家に長くいらっしゃるということで、もう3か月以内には帰ってきてらっしゃらない方がございましたり、既に転出をされていらっしゃる方がございましたりということで、家庭訪問で面接できなかった方が31名でございます。

この方たちの4か月健診の受診状況を確認いたしましたところ、100%でございました。昨年の4か月健診の受診率が98.3%でございますので、こんにちは赤ちゃん事業で何らかのアプローチ

をすることによる影響もあるのかなと考えている次第でございます。

あわせまして、14番の、市民総合健診の受診率のことでございますが、老人保健法が平成19年度でもう廃止ということございまして、来年度以降は、高齢者の医療を確保する法律に基づきます、特定健診という形で、新たなる健診が開始されることになっております。こちらの受診率を上げるという課題がございまして、今、国保年金課ともども、受診率の向上に向けて検討いたしているところでございます。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 出産育児応援事業の市民の方への広報ということでございますけれども、府のポスターの掲示とかチラシの配布を、特に、子育て世帯の方が集まれるような場所に行っております。

それから、出生届を出されるときに、窓口で府のチラシを配布させていただいております。

それから、児童手当と乳幼児医療費助成と、それから、この出産育児応援事業と、三つをまとめたチラシをつくりまして、三つの手続はこども育成課へ来ていただきますように案内を市民課の方でさせていただいております。

また、母子手帳を配付いたしますときに、ほかの子育て支援に関するパンフレットとあわせまして、大阪府のチラシを入れさせていただいております。

このような形で、出産育児応援事業の制度についてご案内させていただいているところでございます。

次に、市営住宅の建て替えに伴う別府保育所の問題でございますが、さまざまな方法について検討していくということになっておりまして、今ご指摘のありま

した、幼稚園と保育所とを一体化して、こども園としていくということも検討の一つというふうに考えております。

別府保育所の問題にかかわらず、こども園につきましても、保護者の方の条件によって分けられるということではなく、どの子ども、同じ地域で、同じ教育・保育を受けるという利点ということもございますし、また、こども園自身が持つさまざまな問題点、課題等もあるというふうに考えております。

そういうことにつきまして、去年は、教育委員会と事務局の方で、資料など検討をいたしまして、今年度につきましては、保育所、幼稚園現場を含めまして検討会を設置いたしております。

その中で、もう既にこども園を実施されているようなところも視察に行ったり、さまざまな角度から検討をいたしているところでございます。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係る4点のご質問について答弁申し上げます。

1点目の、環境家計簿事業の今後の方向性についてでございますが、現在も使用しております環境家計簿シートを、摂津市独自の、記入のしやすい、エコライフに役立つ参考事例も取り入れたものに変更するなどの検討、Eライフ普及員や大阪府地球温暖化防止活動推進員の皆様と一緒に協議を行った上で、本市の実情に合ったオリジナルの家計簿シートを作成したいと考えております。

市民啓発の取り組みについても、広報での啓発とともに、市民が取り組める温暖化対策について、啓発冊子を、現在、改訂版を作成中ございまして、今年度中に実施される出前講座やイベント等にて配布し、一人でも多くの市民に温暖化対策に取り組んでいただけるよう、機会

あるごとに呼びかけたいとは考えております。

2点目の、エコドライブを市民にどうPRするかについては、本市が率先してエコドライブを推進し、市民にどう啓発するかは、まず、広報紙の環境特集号等で、国土交通省や環境省が推奨するエコドライブ10の勧めを掲載し、市民に呼びかけたいと考えております。

また、市の公用車にエコドライブ実践中のステッカーを張ってPRすることについては、一番大事なのは、職員の意識向上が一番まず必要かと考えておりました、それと、ステッカー作成については予算も必要なことから、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

3点目の、エコアクションの今後の取り組みについてでございますが、中小事業者とかかわりが深い市内の商工会や、以前、主催されたNPO法人大阪環境カウンセラー協会とも今後連携をとりながら、説明会の開催について協議していきたいと考えております。

最後に、環境美化事業のボランティア活動団体、きれいにしたい摂津の取り組み状況でございますが、これは、摂津市域に違法屋外広告物がはらんしておりました平成16年8月から稼働していただいております、道路上の違法屋外広告物を、ボランティアで月1回以上撤去していただく活動制度でございます。撤去に当たっては、活動員証明証を携帯し、きれいにしたい摂津の腕章をつけて、2名以上で行っていただいております。制度開始時は25団体、188名の登録員でしたが、ことしの10月1日現在、法人11、市民団体5、自治会団体14の合計30団体で、登録員は254名となっております。

撤去実績としましては、平成18年度

におきまして、先ほど申しました394回の撤去回数、1万5,858枚のうち、ボランティア団体では139回の撤去回数111枚の撤去枚数となっております。撤去枚数が少ないのは、これは、原課の職員2名が平日のほぼ毎日稼働しておりますことと、悪質な掲出者が減った関係と、また、開発業者などが学習されたことで、自主撤去することが一番主要な原因かと考えております。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課にかかわります3点のご質問に対してご説明申し上げます。

まず、質問No.11、中小企業事業資金融資制度にかかわります1点目、新たな制度での対象条件でございますが、申込者の資格の範囲が狭められ、これまでの常時使用する従業員数の300人以下が20人以下に、商業・サービス業では、50人以下が5人以下の会社及び個人等となりました。

この新しい対象条件を、本市が過去3年間で実行した融資の対象事業所90件で照らし合わせますと、6件が対象から外れることとなります。

2点目の、今後の対応策といたしましては、今後も、あらゆる機会を通しまして、大阪府市町村連携型中小企業融資制度における対象従業員数の拡大を府に要求してまいる所存であります。あわせて、借入金完済後の保証料の全額はもちろんのこと、各市でも取り組みの少ない、利子の2分の1の市負担のスタンスを堅持してまいる所存でございます。

それから、質問No.12、就労支援事業における若者の仕事探しを応援するJOBカフェOSAKAとの連携についてでございますが、JOBカフェOSAKAは、オープンカフェスタイルの、まさ

にドリンクを飲みながら仕事探しができる、大変敷居の低い、気軽に利用できる雰囲気づくりに努めた施設でございます。本市の地域就労コーディネーターが就労支援講座等で、若者から相談を受けた場合、JOBカフェOSAKAへの誘導も一つの手段でございますが、所在地が中央区北浜付近ということで、距離的に気軽に利用できる施設とはなっておりません。

このような中、就労支援事業には、先ほど申しました市単独の事業と、広域的なネットワーク事業があり、3市1町でのJOBカフェOSAKAの共催による地域版としまして、18年度は、吹田市の公共施設で、職場体験等を中心に、面接試験を受ける事業を行い、市単位での把握はできておりませんが、18名の参加中、7名が就労に結びつくとともに、高槻市では、職業適性診断で84名、講演会で119名の参加がありました。今後も、ネットワーク事業で準備品や使用施設と開催条件が合えば、本市での開催も行っていきたいと思っております。

質問No.13、改正消費生活用製品安全法に基づく相談が本市の相談ルームに寄せられた事例があったかとの質問でございますが、これまで、本市の相談ルームに、当方の重大事故に結びつく相談は入っておりません。ただ、昨年度、製品の不具合事例として、中国製扇風機型ハロゲンヒーターの故障・交換いたしました事例が1件、また、5、6年前ですが、購入後、十数年が経過する扇風機の羽が、起動後、破砕した相談が1件寄せられましたが、幸い、けがもなかったことから、当ルームからメーカーへの連絡、そして、メーカーから該当消費者への謝罪で完結いたしました事例が1件ございました。

今後、ヒヤリとしたとか、ハッとしたとか、ヒヤリハットの情報を収集し、重大事故を未然に防ぎます体制づくりに努めてまいります。

○安藤委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、3回目、行いたいと思います。

1番目の、資源ごみ売却収入についてでございますが、資源ごみの持ち去りに関して、市民の方がわざわざ分別して下さるのは、市がリサイクルしてくれると、それを信用して分別に協力してくれているということであると思います。

私自身、多くの市民の方から、少しでも市の収入になるのであれば、対応策を、その持ち去りに関しまして考えるべきではないかと声をいただいております。

市民の目線で納得していただけるような方策を検討されるよう、要望としておきます。

あわせて、売却収入を何かの形で還元されてはどうでしょうか。例えば、カラスからごみを守るカラスよけネットを、希望する市民の方や自治会に還元されたらどうでしょうか。このことも視野に入れて検討をお願いします。要望としておきます。

次に、2番目、防犯灯事業に関してでございます。

ご答弁いただきましたように、市の管理74灯やったと思います。本市全体の防犯灯で、ランプが切れて、そのままになっているケースがありますので、その管理体制をどうかお願いしたいと思ます。

市民の方からの要望があってからランプを交換するんじゃなくて、定期的な見回りの中で、真っ黒になる前に交換していただく。自治会以外で設置されているということは、以前の経緯もあったと思

いますが、特に必要な場所だから設置されたと思いますので、どうかその体制をよろしくお願ひしたいと思ます。要望としておきます。

次に、3番目の、摂津市自治連合会研修会補助事業に関してでございます。

自治会の加入促進に向けて、行政として常に視野に入れて検討していただきますようお願いいたします。いざというときは、やはり地域の方、自治会員がお互いを助け合うことが大事と考えますので、どうか、今後もさらなる自治会加入促進に向けて積極的に取り組んでいただきますよう、要望としておきます。

次に、4番目、住基事務事業に関してでございますけれども、さらなる市民サービスの向上に向けて、本市の実情に合った方法で取り組んでいただきますようお願いいたします。

あわせて、モノレールの駅とか、公共施設に市民サービスコーナーがあると思うんですけども、そこに自動交付機等の設置も考えていただいて、カードで仕事帰りにそこで住民票が発行できる等々、やっぱりその辺もしっかりまた、政策の過程で政策推進課との連携ということでありましたけれども、どうか検討していただきますように、よろしくお願ひいたします。

次に、5番目、身体障害者施設訓練等支援事業に関してでございますけれども、就労意欲があつて、実際、働く場がないと、就労につながらないのが現状でありますので、一人でも多くの方が就労につながりますよう、さらに職場実習の機会の提供など図られるよう、要望としておきます。

次に、6番目の、児童虐待発生予防システム構築事業に関してでございますが、この取り組みが、児童虐待発生防止のみ

ならず、地域における総合的な子育て支援体制を整備する上でも効果的であると認識いたしますので、さらなる充実を図られるよう、要望としておきます。

次に、7番目、児童手当給付事業に関してでございますが、お答えいただきましたように、関係各課、連携をとっていただき、徹底した周知をお願いしたいと思います。要望としておきます。

次に8番目、保育所管理運営事業に関してでございますが、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った総合施設、認定こども園制度が昨年10月からスタートし、ことし4月1日現在、全国94か所の施設が認定を受けております。現在の幼稚園は、言葉の使い方や創作活動への興味を養うなど、学校教育法に規定された内容を達成するようになっていますが、保育所では、このような教育を受ける機会が確保されていません。また、保育所は、保育時間が長目ですが、共働きの家庭に限られており、専業主婦の家庭などには開放されていません。このため、保育所の利用者が、子どもに充実した教育を受けさせたい、もしくは、幼稚園の利用者が子どもを長時間預けたいと思っても、要望に対応することは難しい状態でした。

こうした状況を踏まえて、認定こども園は、就学前のゼロ歳児から5歳児すべての子どもに対し、教育・保育を一体的に提供、親の就労に関係なく、子どもを入園させることができ、預かり時間も8時間まで延長できるなど、双方の特徴を生かした施設づくりが可能です。

また、すべての子ども、子育て家庭を対象に、子育て支援、相談や親子の集いの場の提供を行う施設であるということも、認定こども園の要件となっております。

どうか、別府保育所の整理につきまし

ては、認定こども園の検討など、さらなる方法・検討を重ねていただくよう、要望としておきます。

次に、9番目の、温暖化対策事業に関しましてですが、1点目の、環境家計簿の推進における取り組みについて、新たな方策等検討していただき、さらに多くの市民の方に参加していただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目に、公用車におけるエコドライブの取り組みについてでございますが、摂津エコオフィス推進プログラム2に基づき、常日ごろから職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みに強い意識を持っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3点目の、市内の中小事業所に対してのエコアクション21の推進についてでございますが、エコアクション21認証登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証登録制度でありますので、市内の多くの事業所さんに、このような登録制度を推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、10番目の、環境美化事業に関してでございますけれども、環境美化活動は、さまざまな形でボランティアの方の協力をいただき、行われているということがよくわかりました。

ただ、例えば、中央環状線の、近畿自動車道の高架下、まだまだ信号待ちにごみをポイ捨てされると思いますけれども、物すごくそういったごみが目立っております。看板等々を外す作業でありま

すけれども、行政として、関係機関としっかり連携をとっていただき、美しいまち摂津を維持できるように、またお願いをしたいと思います。ごみを捨てさせない方策等を検討していただくように、よろしくお願ひいたします。

次に、11番目、中小企業金融対策事業の融資制度についてでございます。

やはり地域成長の原動力は、中小零細企業の活性化であると認識いたしますので、今後も、あらゆる機会を通し、従業員数の拡大等を府に対して要求していただき、引き続き、借入金完済後の利息の半分を市が負担する制度を維持していただきますよう、要望としておきます。

次に、12番目の、地域就労支援事業に関してでございます。

近年、完全失業率は低下傾向にあるものの、依然として若年者の失業率の高さが目立っております。

今、若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取り組みが本当に必要であると認識いたしますので、本市としても、広域的なネットワーク事業で進めていかれるということでございますが、多くの方が利用できるよう、事業の周知徹底をまたお願ひします。

それと、JOBカフェOSAKAの場所が中央区北浜で、距離的に気軽に利用できないということでしたが、インターネット等の普及で皆さん知っていると思いますが、この施設の周知徹底もあわせてしていただけたらなと思います。要望としておきます。

それと、あわせて、JOBカフェOSAKA等と連携した本市独自の就労支援を検討されるよう要望としておきます。

次に、13番目、消費生活相談ルーム事業に関しての、消費生活用製品安全法の改正に伴う対応についてでございます

が、製品事故を防止して、市民の安全・安心な生活を守る観点から、特に、使用期間の長い家電製品を使用するときは、必ず点検しましょうなど、さらなる周知の徹底をお願いしたいと思います。

広報に載せていただいておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。要望としておきます。

最後に、14番目の、市民総合健康診査事業に関してでございますが、決算概要83ページにも掲載されてましたが、がん検診事業ですね、このがん対策に関して、国の基本計画では、緩和ケアや放射線治療の充実が盛り込まれた、がん対策基本法が、本年4月の施行に続き、がん対策のマニフェストとも言えるがん対策推進基本計画が6月に策定されました。

これには、全体目標として、がんによる死亡率75歳未満を、10年以内に20%減少させることや、患者、家族の苦痛軽減と療養生活の質の向上、また、すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法の実施、さらに、緩和ケアに関して、10年以内に約10万人と言われるすべてのがん診療に携わる医師が、研修等により基本的な知識を習得すること。このほかにも、がん検診の受診率を50%以上、5年以内とすることなど、それぞれの目標や達成時期を定めております。

このような中で、がん検診の実施主体は市町村であると認識します。地域の特性にあわせた取り組み、夜間・休日における検診など、利便性の向上や未受診者に対する受診勧奨、また、企業やマスメディア等を巻き込んだ普及啓発など、大阪府等と関係機関と連携して実施することが求められておりますので、受診率向上を目指していただきますように、要望としておきます。

以上で終わります。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(正午 休憩)

(午後1時 再開)

○安藤委員長 午前に引き続き、質疑を再開したいと思います。

質疑ある方は挙手をお願いします。

山崎委員。

○山崎委員 では、質問をさせていただきます。

私、決算概要の方を中心という話になりますけれども、よろしく願いいたします。

18年度ですが、負債の返済のピークを越したということで、一息ついたという状況の中で、市長のテーマが、地域と女性ということで、自然増もいろいろありますけれども、障害者自立支援の本格実施ということで、福祉予算にも一定配慮はされた年だと思いますけれども、その結果、どうだったのかということをお聞きしたいと思います。

新しい制度として、障害者自立支援では、事業科目がいろいろシフトするというのは、予算のときにも言及されておりますけれども、当初予算の業務名と決算がかなり変わっておりますので、これまで、実際のサービスの受け方などに違いが出たかどうかを伺いたいと思います。

例えば、ガイドサービスなどであれば、同系統のそういう案内サービスの総量とか、提供量が変わったのかということで、増えたのか減ったのかというのを聞きたいと思います。

概要の61ページの、社協、64ページの、精神障害児者生活支援、65ページの、自立支援がどうであったのかと。検証ができていればお話いただきたいと思います。

というのは、やはり自己負担金という

のが導入されまして、障害者が必要な援助を抑制するという事態が起きていないのかどうかというのが私たちの心配するところなんですけれども、精神障害者生活支援、これ執行率70.3%、自立支援の事業で59%ということになってますけれども、科目が変わったということもあるんですが、支援費がこれまでふえていたということで、増加を予想しての予算ということもあったでしょうけれども、前年度に比べてサービスというか、個々の事業の件数、総量が変わったのかをお聞かせください。

単に減ってよかったということにはならないわけで、利用抑制があって、障害者が家に引きこもる、社会参加が抑制されるというのでは、何のための自立支援かということになると思いますので、利用状況の把握がされているのか、お答えください。

ほかに、これにも関連すると思いますけれども、65ページの、障害者自立支援で、利用者負担の助成が150万円の予算が10万円余りの執行で、多くは限度額までいかないということは聞いておりますけれども、これはよそよりかなり利用が少なかったということになるのでしょうか。

あと、65ページの、ソーシャルワーカー、CSWの事業ですけれども、これは、予算の際にも結構突っ込んだ議論がされたということですが、全中学校区への配置ということで、この状態をお聞かせください。

人材確保にもいろいろ大変だという話もありましたけれども、事業全体の評価としてどうであったか、お聞かせください。

次に、概要66ページで、決算書が127ページの国保の繰入金ですけれども、

人件費、事務費、必要経費と、あと、保険料軽減のための独自の市の繰り入れというのもあると思うんですけれども、これをちょっと分けて教えていただけないでしょうか。

国保の予算でも、人件費、事務費で節約を心がけていただいて、100%の執行ではないということですから、この不用額は、このあたりの努力の結果と見てよいのか。負担軽減の繰り入れが減っているのか、お聞かせください。

次に、去年は、子どもの安全安心都市宣言ということで、概要77ページでは、保育所等の門扉の改修に大きくかけていただいたということなんですけれども、これの効果というか、評価はどうされているのか、お聞かせください。

先ほどの、南野委員の質問にも、保育所のことでは、認定こども園ということも言及されておりましたけれども、保育所の方は、延長保育なども各園がずっと実施をされてきておられます。そういった中で、先ほどの答弁にもありましたけれども、15%の受け入れ、定員以上の受け入れも行ってということなので、職員への過重が重くなっているのではないかと。安全対策などは大丈夫かという懸念もあるかと思しますので、安全対策への評価をお聞かせください。

次に、同じく、保育料で、滞納調査の結果の分析を聞きたいと思えます。

昨年度の現年分の保育料の未済として、932万円余りという資料をいただいておりますけれども、個々の状況を把握しておられるのかどうか。どうしても払えない状況なのかどうかとか、どういう働きかけを行っているのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、概要74ページの、病後児保育ですけれども、看護師を新しく配置して

ということですがけれども、出来高という性質もあるということをお聞きしておりますけれども、210万円でこれ済んだというのか、どういうもんだったかいうのをお聞かせ願えるでしょうか。

公立関係園へも拡大などは考えておられないのでしょうか。

次に、75、76ページ、児童手当、児童扶養手当ですが、予算のときには、いろいろ対象の数量などを気にされておられたようですけれども、先ほどもお聞かせいただきましたけれども、昨年度の状況を、ちょっと改めて聞きたいと思えます。

市民生活として、決して楽になっているという状況ではなくて、ずっと収入はふえていないという状態であるんですけれども、母子家庭もふえていると聞かれますが、この辺の拡大が思ったよりも少なかったんじゃないかとかいうようなことを考えておるんですけれども、家庭児童相談の事業等もあわせて、そのあたりの状況を聞かせていただければと思います。

それから、概要84ページからの、各種の検診事業ですね。事務報告で138ページで詳しく書いてあるんですけれども、特に、先ほども南野委員も聞かれましたけれども、私の方は、乳児健診と予防接種の事業などが、予算との関係で定着が図られているのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

というのが、義務というか、集団接種とかいうのがなくなりまして、昨年あたりは、大学生でおたふく風邪が、接種受けてなくてはやっているというような現象もありましたので、こんな関係をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

こういった検診事業とかが知らされているのかどうかということをお聞きしたい

と思います。

同じような点で、72ページ、73ページ、78ページ、こういった老人、乳児、障害者医療助成というのが行われているわけですが、ここの、昨年ちょっと変わった、ことしからですか、変わったのが、自己負担の助成で、還付が受けられるという状況もあるということを聞いてますけれども、資料もいただきましたけれども、申請して還付を受けられるという方が意外に少ないのではないかと考えておりますが、還付を受けていないと、受け取れるけれども、受けていないという方を把握しておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、特に、ことしは乳幼児の医療助成の拡大がされました。こういったことの方向性もお聞かせいただけたらありがたいと思います。

次に、先ほど、南野委員の質問で、妊産期の健診についてとか、訪問事業について詳しくお聞かせいただきましたので、その点はいいと思うんです。特に、私なども、娘が未熟児でして、保健所からの健診などというのは、もうそれこそ一回こっきり来られただけなんですけれども、その中でも、公的な療育園ですとか、盲学校ですとか、こども家庭センターなど紹介していただいて、本当に助かったという経験がありますので、訪問事業などはしっかりやっていただきたいと思います。

今、社会的には産婦人科が非常に少ない。摂津市も多分に漏れず非常に少ないということを聞いています。二次医療圏で出産施設がないとか、もしくは1施設程度という、この産科の過疎と言うべき事態が全国的には広がっておりまして、大きな社会問題化してます。この適切な妊産期医療体制についても、どうなっ

ているのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、同じく、医療体制についてなんですけれども、摂津市としても、三師会補助、概要の82ページですね、などでもされてますね。この応急診療、妊産期医療とは別に、応急診療の運営もどうなっているのでしょうか。補助の中身ですね、三島地域での共同負担というような負担がその前後に入ってますけれども、地域全体としての救急体制の機能がどうなっているのかお聞かせください。

それから、あと、福祉施設の人員配置だとか、決算内容とか、そういったものをちょっと聞きたいということで、事前にお話も伺ってたんですけれども、大阪府が福祉施設に関しては監督指導を持っているということなので、なかなか資料が出てこないということも聞いたんですが、これについて、市が社会福祉の施設に関して、運営について何も知らないというのでよいのかどうかということですね。市営という、摂津市立という名前がついている施設で、職員の基準配置ですとか、そういうのはきっちりやっぱり把握すべきではないかと考えております。市が補助金も出しているわけですから、例えば、概要の72ページのみきの路、67ページの桜苑、成光苑、62ページのふれあいの里ですね、こういった社会福祉事業団、または、社会福祉協議会ですとか、施設管理公社や保健センターなどもたぐいには入ってくるかと思うんですが、これらの施設の運営が適切になされているのかどうか、市が知らないでいいということにはならないと思うので、どのくらいつかんでおられるのかというのをお聞きしたいと思います。

次に、生活保護費の問題ですけれども、概要の80ページで、母子加算は、15

歳以上18歳まで、この3年間について半減ということが行われましたけれども、この影響が出たかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、概要89ページの、葬儀の件なんですけれども、先ほども、使用料の値上げと改定が昨年度は行われました。赤字が減ったのかどうか、それから、これから後の大規模改修の計画がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、市営葬儀の件については、簡素な市営葬儀ということになったんですけれども、これまで、透明性というか、請求の中身がわかりにくいと言われてきていたということなんですけれども、苦情とかが減ったのかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、概要94ページのごみ焼却のことなんですけれども、昨年度は4号炉の部品交換、修繕、1,800万円つけていただいて、これはどんな感じで行われたのかということをお聞きしたいと思います。事務報告書で、非常に少ない運行などもちょっと見て取れるんですけれども、詳しくお聞きしたいと思います。

1炉運転に向けてということですずっと取り組まれているんですけれども、この状況がどうなのかもお聞きしたいと思います。

不法投棄の話も先ほどの質問で出てましたけれども、監視カメラをつけて運用されるということも入ってましたけれども、これのチェックをどのような感じでされているのか。チェックの頻度というか、これの成果が上がったのかどうかということも聞きたいと思います。

あと、先ほどの、ごみの分量は、ペットボトルの分について、私、ちょっと特化して聞きたいと思うんですけれども、近年、ペットボトルがポリエチの再生資

源として非常に値が上がってきているということを知っているんですけれども、18年度はぼちぼち値がつき出したという時期だったと思うんですけれども、この売却の制度について、どういうふう売却をされているのか。

というのが、多くの自治体は結構入札をされて、高値をつけてくれた業者さんにおろしているということなんですけれども、どういったものかお聞きしたいと思います。

次に、環境問題ですけれども、これは、事務報告書の127ページから129ページにある、公害の陳情についてお聞きします。

その内容と対応についてお聞きしたいと思います。

特に、建設作業のところで急増しているようなんですけれども、いかがでしょうか。

私が聞く限りでは、もともと工場などが操業している近隣が、今住宅地が変わって、後から住民がやってくると。で、工場騒音を訴えるというようなこともあるというふうに聞きますけれども、この建築指導の状況と陳情、これの解決状況などをお聞かせいただきたいと思います。

同じく、公害の部分では、大気汚染についてですけれども、ぜんそく患者ですとかアレルギーですね。健康と大気汚染の関係の分析などはどうなっているのか、お聞かせください。

次に、産業振興ですが、概要97ページの、農業祭のところなんですけれども、ことし、引き続き、市役所の駐車場での開催になります。去年の市役所での開催についての来場者数ですとか、駐車場の利用、それから、市民の利便性、反応がどうであったかということのを、ちょっと総括されていればお聞かせください。

次に、同じく、97ページの、自治振興になると思うんですけども、貸し館の業務についてですが、福祉会館は、17年で5,116件、10万3,197人の利用という言葉いただいておりますけれども、18年は、ふれあいルーム、フォルテ合わせて3,030件、4万8,980人に減っていると、総量だけ見ますと。そういうことで、やはり利用しにくくなったとか、利用をちょっと見合わせるというか、抑制されているというように思うんですけども、これいかがでしょうか。

それから、概要100ページの、商工業経営指導委託事業ですか、この委託料が未執行になっておるんですけども、これはどういうことか、お聞かせください。

それから、消費生活相談ルームの方なんですが、101ページですね、これ、決算では15%程度、一昨年よりは増加があるんですけども、これは、先ほども貸金業の規制の新しい法律の話もしていただきましたけれども、この多重債務の問題に対する対策等も含めて、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

相談ルームの対応件数は減っているのですね。電話対応とか来訪とか、相談の中身もお聞かせいただきたいと思います。相談そのものが減った原因というか、要因は何であるかと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、また100ページに戻るんですけども、融資の方ですね、先ほどから出てましたけれども、中小企業の支援対策事業ですけども、これも、先ほど話をしていただきまして、新しい制度ができて、6件ぐらいはちょっと受けられなくなるということも聞いてますけれども、18年度は旧来の保障制度であっ

たかと思いますが、ことし等の関係もあわせて説明していただきたいと思います。

昨年までの制度として、どちらが使いやすいというか、言うたらおかしいんですけども、制度の違いというのをお聞かせ願えたらと思ってます。

以上です。

○安藤委員長 答弁求めます。

大場次長。

○大場生活環境部次長 福祉会館の閉館に伴います、貸し館の件数が減っているということで、使用に支障が出ているのかというようなご質問でございますが、昨年17年度の事務報告書の87ページにあります、貸し室の利用件数と人数でございますが、この中には、体育館が含まれておりまして、大変申しわけないんですけども、体育館が3万4,328名というようなことで、福祉会館の貸し館自身が6万8,869人というふうになっております。昨年が6万8,000人ということで、18年、ふれあいルームが開設しまして、約、利用が4万379人というようなことで、あと、代替施設でありますフォルテ摂津の方が5,220人ほど、212と213の整備によりましてふえております。

それでいきますと、4万5,599人ということで、約66%がシフトしてるかなと。あと、正雀市民ルームが760人ほど増になっております。それと、男女共同参画センターも、一応代替施設ということで、若干5時までの使用が夜の10時までで延長されたり、あと、日曜・祝日の閉館だったものが開館されたというふうなことで、約4,900人ほど増になっておるというふうなことでいきますと、大体74%ぐらいがシフトしてるかなというふうに思っております。

それと、あと、市役所の会議室等です

ね、夜とか土・日につきましては、西別館の方があいておりますので、その辺の利用もあるかなと思っております。市団体の利用が、大体18課で87事業ほどございましたので、その分が市役所の中の会議室にシフトがされておるかなと。

それと、あと、飲食に伴います貸し館がございまして、大体15ほど利用がございまして、市関係で言いますと、摂津市農業振興会の総会だとか、自治連合会の総会、後の懇親会、それから、鳥飼地区自治連合会と福祉委員会の会議、それから、摂津防犯協会の総会等々の利用が約15ほどございまして、その分については、食事を伴うというようなことで、ホテル等の利用にシフトしておるものもあろうかなと思っております。

昨年の閉館に伴いまして、市民の方に一応周知をさせていただいたんですけども、広報での周知とか6回ほどさせていただいて、あと、福祉会館、当時、利用団体が約300ほどの団体にも周知させていただき、代替施設なりの文書を送らせていただきました。

そういうようなことで、一応、事前に周知をさせていただきましたので、特に苦情等、今のところは聞いておらないような状態でございます。

○安藤委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 決算概要ページ94の環境センターの修繕料の増の主な理由でございまして、これは、電気計装制御設備関係の保守によるものでございます。

この内容につきましては、4号炉の分散型制御システム装置及び自動燃焼制御装置は、平成7年に製造中止されておりました、今後、部品供給ができなくなるという状況の中で、故障が発生いたしましても、修復不能ということで焼却運

ができなくなります。そのために、これらの装置の更新補修を実施したものでございます。

続きまして、焼却炉の稼働状況についてでございますが、平成13年度以降、透明ごみ袋の導入を初めとしたごみ減量の取り組みによりまして、燃やせるごみの環境センターでの焼却量は、平成12年度の約4万2,000トンから、平成18年度の約3万トンに減少いたしております。現在、2基あります焼却炉の稼働状況は、最近では、1か月のうち約3週間が1炉運転となっております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 決算概要の66ページの、国民健康保険特別会計繰出金の内訳についてというご質問でございます。

国民健康保険の特別会計の繰出金の内訳につきましては、法定と申しまして、法律によって定められている部分とそれ以外の部分がございまして。

まず、法定部分でございまして、職員給与費等の繰出金、これは、国保運営に係る人件費や事務費等を一般会計から義務的に繰り出す部分でございまして。その金額が1億4,935万8,164円となっております。

次に、同じく、法定の部分で、出産育児一時金の繰出金、これは、出産育児一時金の給付額の3分の2を市が義務的に繰り出す部分でございまして。その金額が4,196万6,666円となっております。

次に、国保財政安定化支援事業繰出金、これにつきましては、加入者の中の高齢者の割合によって財政支援の措置が講じられるもので、こちらの繰り入れが1,940万1,660円となっております。

そして、同じく、法定の部分でござい

ますが、保険基盤安定繰入金、これにつきましては、加入者のうちの低所得者の保険料の軽減措置として行われております、保険料の7割、5割、2割の軽減を行うものでございますが、それによります保険料の減収部分についての財政というような義務的な負担繰り出しでございますが、こちらの方が3億5,435万2,195円となっております。

そして、最後に、法定外の部分でございますが、保険料軽減分繰出金ということで、これは、保険料を軽減するために、市独自の繰り出しを行っている部分でございますが、この金額が2億7,674万3,000円となっております。

執行率で申しますところで、全体で97.3%ということでございますが、この部分につきましては、委員からのご質問の中にもありましたように、職員給与等の減になっている部分と、あと、出産育児一時金、こちらの方が、実績で繰り出しを行っているものに伴うものでございます。

○安藤委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 それでは、農業祭の開催について、福社会館から市役所の駐車場にかわっての市民の利便性、そして、人数はどうなったかというご質問にお答えさせていただきます。

福社会館の場所は、中庭を使って実施していたわけですが、やはり福社会館、階段の多い中庭の部分で開催、そして、市民体育館の中で催しをしていたわけです。こちらの市役所の駐車場に来ましたら、駐車場ですので、そういう段差がなく、その辺は、市民にとっては安全な敷地の中での開催ということで、よかったなと考えております。

利便性についてなんですけれども、本来、この農業祭自体が福社会館の閉館に

伴いまして、この事業を開催するにつきましてはそれ相当の敷地が必要。やはり市民が来られる駐車場の、多くの駐車できるスペースが必要ということで、利便性よりも、まずどこの会場でできるかというのが農業祭の実行委員会の中でも議論になったわけでございます。

去年は、開催が、ちょうどあいにく二日間とも雨でございました。会場も急に決まったところでございますので、農業祭のこの品評会の会場も屋外テントという中で開催させていただきました。

その辺で、市民にもちょっとご迷惑をかけたわけなんですけれども、実行委員会の中で、その辺は今後の課題として、本年度につきましては、その辺の屋外テントについては、隣のポリテクセンター関西の多目的棟の方をお借りしまして、そちらの屋内の中で品評会を開場すると。その屋外テントのあったところについては、去年、やはり自転車の駐輪場のスペースが職員の自転車の置き場のスペースしかなかったもので、その屋外テントで、品評会した会場のところを臨時駐輪場として、市民が自転車に乗ってこられてもたくさん置けるようなスペースをつくるということで、その辺の去年の反省として、そのような会場内でのことも変更を考えております。

人数なんですけれども、人数につきましては、福社会館でしたところとは、同じ同日に、保健センターでは、摂津市民健康まつり、市民文化ホールでは、市民芸能文化祭の発表の部という、この3所の相乗効果で、やっぱりちょっと文化ホールへ来るのものぞいてみようかなという市民もおられたと。

やはりこちらの方で、農業祭一本でしたら、やはりその辺は、人数が減ったというように感じております。

ただ、二日間、雨の中の開催でしたが、チラシに福引券いうのを付けて新聞折り込みしております。これが、1日目が先着1,000名、2日目が先着600名というところで福引券を出しているんですけども、これが両日とも全部、先着の中でクリアできておるということです。会場も、福祉会館よりも広くなった分だけ、同じ人数が来られてましても、やはり少なく見えるいうところもあります。

結果的には、例年よりも少ない人数だったということで認識しております。できるだけ市民の皆さんが来られるようなことを今後も考えていきたいと考えております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 それでは、環境対策に係る2点についてご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の、公害陳情の状況についてでございますが、事務報告書でも掲載されていますように、18年度実績としましては、市域には、まず、準工業地帯、工業地帯で約50%ございまして、その中での苦情が、騒音振動だけで43件ございました。大気関係で28件、水質4件、悪臭10件、その他3件、合計88件ございまして、そのうち、どういものが苦情者から公害の受け付けしたかといいますと、感傷的、心理的なもので、88件のうち63件ございました。

公害苦情の処理状況でございますが、88件のうち、今年度、18年度においては、9件の未解決分がございました。その9件の未解決においての状況でございますが、一応、今年度に繰り越しをしております、9件のうち、騒音の3件は解決済みでございます。この騒音の3件については準工業地帯でございました。

大気も解決済みでございます、水質の1件は、今現在、府の指導もございまして、継続中でございます。悪臭の2件については解決しております。残り2件が今現在継続中で、指導中ということでございます。

解決の方法としましては、一番多く指導してまいりましたのが、生産工程、作業方法の改善を34件、操業停止、行為の中止等で16件ございました。

あと、特定建設作業の実施届け出が多いという質問でしたけれども、一応、合計110件もございました。これは、解体に伴う分でございまして、そのときに、騒音振動の苦情等で一番多かったという原因でございます。

あと2点目の、大気汚染によるぜんそく、アレルギー疾患への影響についてでございますが、どのように大気汚染の状況と対策をしているかという質問だったと思うんですけども、これについては、環境悪化と市民の健康への影響については、ぜんそくやアレルギー疾患の要因としましては、ハウスダストや植物などの多くの要因が考えられますが、二酸化窒素などの大気汚染物質が一番の原因かなと考えられます。

その二酸化窒素の状況でございますが、平成18年度における、市役所横に設置しております、大阪府大気汚染常時監視自動車排ガス測定局の二酸化窒素濃度は、環境基準の0.66PPMを下回る0.057PPMでございまして、平成15年度以降は、環境基準以下で推移しております。

あと、もう1点、どのようなことをされているかということなんですけれども、環境省が、自動車排ガスによる局地的大気汚染とぜんそく等の呼吸器疾患との関連を明らかにするために、平成17年度

から21年度までの5年間で追跡調査されて、局地的な大気汚染の健康影響にかかわる疫学調査研究、俗に言う、学童コーホート調査を実施されております。この分については、5年後、22年度に結果報告される予定と聞いております。これは、全国の幹線道路沿道、学童約1万2,000人を対象に、自動車排ガスへの暴露とぜんそくの発症との関連性を検討されておるということで、本市においては、柳田小学校の児童を対象に調査を実施されております。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 決算概要の91ページ、不法投棄監視カメラ移設委託料のことで、その頻度と効果はどうだったかということでございますけれども、まず、私どもの方の監視カメラにおきましては4台所有しております。1台がソーラー式の本物、それと、3台がダミーということで所有してまして、現在、4か所設置しております。やはりその設置する場所については、そういう地元、いろいろな皆さんからの不法投棄の箇所の要望等もありまして、現在設置しておるところでございますけれども、効果といいますと、やはり設置することによって、やはり効果は、抑止力になるということで、私も実際に現場見ましたところ、やはり設置する前は投棄されておりましたけれども、設置した後はなくなってしまうというふうな現状でございます。やはりその効果はあるのかなということ判断しておるんですけれども、ただ、4台でございますので、他の箇所から、やはり多いからということで要望がございまして、どうしても移設ということでさせていただいておりますが、現在、今まであった場所が、今度移設しますと、またその不法投棄がふえるというふうな、い

たちごっこみたいな状況になるんですけれども、現状では、カメラを移設した後は、看板でカメラ設置というふうな表示もいたしておりまして、若干ではございますが、その辺は効果もあるのかなというふうなところでございます。

私どもの方の情報の中では、やはり一番不法投棄のランキングと申しますか、箇所としては、やはり倉庫街とか公園の周辺とか、学校周辺の、特に道路上とか、そういったところの不法投棄が多いということで、随時、そういう要望がございましたら、移設しながら効果を図っていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、ペットボトルの売却の制度と申しますか、お聞きいただいておりますけれども、これ、ペットボトルの売却につきましては、指名競争入札という形をさせていただいております。ペットボトルは、やはり年々排出がふえておまして、17年度は185トン、18年度では、やはり先ほど申しましたように205トンというふうに年々増加の一途をたどっておりますけれども、その価格につきましては、やはりその入札の中で単価を決めさせていただいております。18年度では、キロ当たり61.95円という単価で売却させていただいております。

やはりその使用の状況の中で単価は若干変わってくるかなというふうなのが実態かなというふうに考えております。

○安藤委員長 北埜参事。

○北埜福祉総務課参事 ただいまご質問がありました、生活保護における母子加算の見直しについての影響でございますが、金額的なものにつきましては、その世帯、その世帯の人数によって違ってまいりますので、ちょっと把握できませんけれども、確かに、18年度までにおきまして

は、ゼロ歳児から18歳までの子どものいる世帯に対しての母子加算を加算されておりましたが、本年度から、16歳以上18歳の世帯については、母子加算を省いて、ひとり親加算という、また別の扶助がつくような形になっております。

その部分につきまして、15歳以下の世帯について、平成19年度、現時点では74世帯、16歳から18歳の世帯の部分については11世帯という、母子加算から外れる世帯については11世帯が今のところ該当しておるという状況でございます。

○安藤委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 こども育成課に関しまして何点か質問をいただいておりますが、その中で、私の方から、保育所の保育料の滞納についてお答え申し上げます。

今ご質問ありました、滞納者の状況について、どのような調査をしているかということでございますが、保育料の滞納につきましては、毎月、2班体制で、月2回、夜間の家庭訪問によって調査しております。徴収の実施とともに調査しております。

その中で、どうしても保育料が払えないというような相談を受けましたときには、分割納付のご相談などにも応じております。また、どうしてもその夜間徴収のときに会えない家庭につきましては、在園児の場合は、滞納世帯が保育所にお迎えに来られたときに面談するようにさせていただきます。その中で、保育料の滞納の少しでも少なくなるような相談に応じております。

現在、その滞納者の状況について台帳を整理しておりますが、台帳を整理する中で、滞納というよりも、うっかり忘れ

で滞納されているおうちもたくさんあるようでしたので、督促状、催告状を送るときには、納付書も一緒に入れて送りまして、わずかな額ですので、お支払いくださいということで、納付書も入れて、文書もつけて督促状を送るなどして、滞納者を少しでも減らすような努力もしております。

今後につきましては、滞納者とできるだけ多く面談いたしまして、払っていただけるように、我々としても努力していきたいと考えております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 では、乳幼児の健診と予防接種の状況についてご答弁申し上げます。

まず、乳幼児健診は4か月児健診の受診率が、平成18年度、98.3%、1歳6か月児健診が95.1%、3歳6か月児健診が70.3%でございました。

次に、予防接種でございますが、実績の数値は、事務報告書の138ページにもございますが、受診率で申し上げますと、三種混合は、初回が3回に分けてございまして、それぞれ80%から80.3%、追加接種1回が68.0%、小学校6年生のときの第2期の、ジフテリアと破傷風の二種混合は37.7%でございます。

次に、ポリオの予防接種が1回目と2回目とございますが、それぞれ86.7%から79%でございます。

それから、はしかと風疹、いわゆるMRという混合ワクチンでございますが、これは、昨年度から、2期の、小学校入学前の1年間の間に受けてくださいということが年度途中で決まりました。それは2期と申しますが、1期は1歳から2歳の間に受けるということで、こちらの受診率が86.2%で、2期は63.5

%でした。2期の受診率がやや低目かと思うんですが、既にはしかや風疹にかかった方は受けてらっしゃらないという状況でございます。

それから、健診等のPRの方法でございますが、それぞれ個別案内と広報や健康づくり年間日程表にてお知らせをしております。

次に、産婦人科の関連の、妊産期医療体制でございますが、摂津市でお産をされる方の医療機関、一番多いのが、お隣吹田市にある済生会吹田病院でございます。その次が、茨木市でございます田中病院となっております。この二つがかなり多ございます。その次の、吹田市民病院だとか済生会茨木病院等、幾つかの病院が3番目となっております。

次の、応急診療の状況でご説明させていただきますが、応急診療の状況につきましては、まずは、摂津市休日応急診療所で、日曜・祝日の日中の急患を受け付けております。小児科だけでございます。それから、夜間・休日につきましては、高槻島本夜間休日応急診療所の方に運営委託をしております。こちらの負担金が、平成18年度実績で521万1,276円となっております。これは、かかりました費用を、三島地域での患者数のうちの摂津市の患者数の割合で負担金をお支払いしています。

それから、二次診療体制でございますが、これは、三島医療圏、高槻、島本、茨木、摂津、これらが三島地域ということになっておりますが、こちらで二次救急医療体制というのを組んでございまして、常時、二次救急を受け入れています病院が、摂津市の4病院を含めて19病院ございます。そのほかに、小児科だけ特別に、曜日によっての輪番制も敷いております。こちらに参加してあります病院

が4病院ございます。その中で、産婦人科の二次救急の体制をとってございまして、茨木市にございますサンタマリア病院と高槻市にございます高槻病院でございます。

三次救急は、高槻、島本の三次救命救急センター、こちらに業務委託を行っております。昨年の搬送患者数は66人でございました。費用が432万円となっております。

次に、職員の配置状況でございますが、保健センターの職員配置は、平成13年度が30名でございました。常勤職員と嘱託、臨時職員合わせまして30名でございました。

○安藤委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、葬儀の関係で、昨年、見直しをお願いいたしました使用料の改定での影響ということについてのご答弁をさせていただきます。

まず、昨年、葬儀会館使用料の改定をさせていただきます。その結果の数字が決算書35ページに、会館使用料といたしまして3,338万9,000円の決算を収納いたしております。これは、前年度と比べますと1,155万円の増収、率にいたしまして52%というふうな増収になってございます。この増収の中身には、値上げによるものと、件数増によるもの、それと、もう1点、市営葬儀の見直しをいたしまして、一般葬儀での祭壇貸し出しという制度を設けさせていただきます。その使用料を含めた額、総額でございます。それで、メモリアルホール全体の総収入を、当然ながら、葬儀会館の維持管理、補修に充てておられるわけでございますが、決算概要の89ページにご報告させていただいております。葬儀会館管理運営事業及び葬儀会館補修事業、この二つが、先ほど申しました使

用料で賄っておる事業でございます。

それで、赤字が減ったのかというようなお問いでございますが、これにつきましては、17年度、1,839万9,000円という赤字でございましたが、18年度におきましては、歳出増も一部伴っておりますが、1,246万円というふうなことで、赤字の圧縮というのも図らせていただいております。

2点目でございますが、メモリアルホール使用料改定をさせていただいたこの大規模改修の計画というふうなことでございます。

これにつきましては、一応、我々としたしましては、これはまだ未定稿な、担当部局としての考えでございますが、まず、屋根の防水と空調関係でのオーバーホール、その他内装というのを、5年間ぐらいでもうやらなければならないのかなと考えております。

この改修でございますが、我々としたしましては、来年からもう供用開始から10年というふうな節目の年ということでございまして、私どもとしたしましては、竣工時とほぼ同じ程度の、同水準の機能あるいは外観を維持していくということに努めなければならないというふうに思っております。

大規模補修の時期、あるいは費用等々につきましては、ちょっと時間をかけて、長期的な計画を持つ必要があるのではないかと考えております。

今後、建設部局、財政部局とも協議をしながら、お示しをさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

それと、葬儀関係の見直しということにつきましては、従前、わかりにくいと言われておったところの部分がございまして、実際にも、私どもの窓口で直接、請

求書なり見積書を持ってこられまして、この金額を見てくださいというようなことでクレームを直接接したことがございました。昨年から、そういったクレーム、直接には接しておりません。

昨年、12月なんですけれども、アンケート調査をさせていただきまして、これも、葬儀全体についての印象というふうなことでお伺いをしたわけではございませんが、費用の点につきまして、59名の回答があったわけなんですけれども、高いと思われたという方が2名おられました。これでもってクレームとするかどうかというのは議論のあるところかと思いますが、今のところ、見直しの結果、それほど現代的に顕著化してないというのが我々の認識でございます。

○安藤委員長 堤課長。

○堤高齢者障害者福祉課長 高齢者障害者福祉課に関するご質問のうち、私の方から、医療費助成と、それから、福祉施設の人員配置についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、医療費助成のうち、老人医療、障害者医療、乳幼児医療の助成で、還付が受けられるという方の申請が少ないのではないかとこのお問い合わせがありましたが、私の方から、障害者医療費助成についてご説明をさせていただきたいと思っております。

障害者医療費助成につきましては、対象者が、身体障害者手帳1級、2級の所持をされておられる方、療育手帳のAを所持されておられる方、それから、療育手帳のB1と身体障害者手帳の両方を所持されておられる方につきまして、国民健康保険の被保険者、社会保険等の被保険者本人及び被扶養者に保険が適用される医療費の自己負担及び入院時食事療養費を助成いたしておるものでございます。

1 医療機関の入通院が、一日当たり5

00円、月2回を限度に自己負担がございまして、支払いの医療機関が複数になりまして、一月当たりの負担が2,500円を超えた場合に、支払ったことが確認できる領収書等を添えていただきますと、償還払いの申請ができるという制度になっております。

18年度の一部負担額の償還額の実績につきましては、助成実績が、社会保険分につきましては、全体が6,210件のうち2件で、1,000円の執行をいたしております。国民健康保険分につきましては、全体が7,512件の助成のうち15件、1万3,660円を執行いたしております。合計で17件、1万4,660円でございます。

それから、福祉施設の人員配置についてでございますけれども、高齢者障害者福祉課が所管いたしております施設は、せつつ桜苑、それから、社会福祉事業団、それから、みきの路の3施設でございます。

先ほど、山崎委員もおっしゃいましたように、府が監督しているということではございますけれども、市立施設として、また、私自身も、できる限り現場に出まして、この目で確認をさせていただきまして、決算関係書類もいただいた上で、適正に運営をされているものと考えております。この人員配置につきましては、まず、せつつ桜苑、この3年間の人員配置を見てみますと、平成16年度は、正職員が37名、平成17年度は31名、平成18年度は38名となっております。非常勤職員が、それぞれ、16年度が41名でございますが、常勤換算をいたしますと29.4名、合計が、常勤と合わせまして66.4名ということになっております。平成17年度は、非常勤職員が45名、これを常勤換算いたしますと

30.1名、常勤の職員合わせまして61.1名、18年度が、非常勤職員が40名、常勤換算で27.3名、合計いたしますと65.3名となっております、16年度から18年度においては、余り大きな、17年度は減っておりますけれども、18年度と比べますと、余り大きな差はございません。

それから、社会福祉事業団でございますが、社会福祉事業団の各施設には、つくし園、めばえ園、第一児童センター、ひびき園、はばたき園、身障老人センター、せつつくすのき、それから、平成17年度からは、就業生活支援準備センターの八つの施設がございます。

それで、平成16年度は七つの施設で、正職員が32名、臨時職員、非常勤職員合わせまして20名、常勤換算をいたしますと、合計で49.175名となっております。

平成17年度は八つの施設がございまして、正職員は32名で変わらず、臨時職員、非常勤職員が22名、常勤換算で19.125名で、合計で51.125名。

平成18年度は、正職員は32名で変わらず、臨時職員、非常勤職員が25名で、常勤換算で23.075名で、合計で55.075名となっております。

それから、みきの路でございますが、みきの路は、平成16年度が、常勤職員が19名、非常勤職員が25名、常勤職員と合わせまして、常勤換算職員を含めて34.1名となっております。

それから、平成17年度が、常勤職員が19名、非常勤職員が28名で、常勤換算をいたしまして、常勤職員と合わせて38.1名。

それから、18年度が、常勤職員が20名、非常勤職員が26名で、常勤換算

して、常勤職員と合わせて36.2名となっております。

常勤職員は、16年から18年にかけて1名増ということになっております。

このように、常勤職員については大きな変化はございませんので、事業等にあって、非常勤職員等で調整をされておられるのかなというふうには考えております。

○安藤委員長 小矢田参事。

○小矢田高齢者障害者福祉課参事 それでは、私の方から、高齢者障害者福祉課にかかわる質問についてご説明させていただきます。

まず、障害者自立支援法施行後の障害福祉サービスの利用状況等についてということでございますが、これにつきましては、平成18年4月に、障害者自立支援法が施行されまして、まず、4月に利用者負担が、原則1割自己負担という形になりました。

次、第二段階としまして、18年10月に、それまで一つのサービスだった障害福祉サービスが、障害福祉サービスと、10月からは、市町村事業である地域生活支援事業という二つの大きなサービス体系に福祉サービスが分かれることになりました。

それによりまして、こちら、18年度の事務報告書の150ページをごらんいただいたらわかりやすいかと思うんですけども、こちら、事務報告書の150ページをごらんいただきますと、それまでのホームヘルプサービスについては、同じような形でサービスを受けていただくことができます。それまでのガイドヘルプサービスと呼ばれていたものにつきましては、9月までがガイドヘルプサービスといいまして、10月以降は、その市町村事業である地域生活支援事業であ

る移動支援という事業に位置づけられることになりました。内容としましては同じ内容になっております。ただ、名称が変わりまして、市町村事業になったということでございます。

あと、短期入所につきましても、短期入所の、宿泊を伴わない分ですね、その宿泊を伴わない短期入所につきましては、市町村事業の中の地域生活支援事業の日中一時支援というふうに名称が変わりまして、日中一時支援が10月以降というふうな新しいサービスができております。

あと、デイサービスにつきましても、9月までがデイサービスということになりまして、あと、一部、摂津市立みきの路の知的障害者のデイサービスにつきましては、10月以降、生活介護という新しいサービスの方に新体系として移行したことでございます。

これによりまして、今まで、受給者証というものの1枚でいろいろな障害福祉サービスが利用できていたんですけども、10月になりまして、この国がやります介護給付訓練等給付事業に係るサービスの分の受給者証と、また、市町村で行います地域生活支援事業のまた決定の利用通知書という、この2枚の決定通知書を利用して、同じようなサービスを受けていただくことができるようになっております。実際の利用状況につきましては、17年度と18年度を比較しますと、まず、ホームヘルプサービスにつきましては、利用者数が、17年度が71名、18年度が96名ということで、1.3倍ふえております。あと、使われた利用時間数なんですけれども、17年度、ホームヘルプサービスの方が1万14時間、18年度の方が1万2,132時間ということで、これはもちろん1.2倍伸びたことになっております。

ガイドヘルプサービスにつきましては、10月以降、移動支援という名称に変わっておりますけれども、それをトータルしますと、17年度、ガイドヘルプサービスを利用された方につきましては108人、18年度は138人で1.2倍、17年度、ガイドヘルプサービスの利用時間数としまして9,234時間が、18年度は2万328時間ということで、約2.2倍の伸びになっております。

ですので、先ほどのご質問にありました、4月からの利用者負担、1割ふえたことによる利用抑制があったのかということに関しては、一応、この時間数などを見ている限りでは、摂津市においては余りなかったというふうに考えております。

また、これに伴いまして、10月以降、市町村事業が実施されるということで、摂津市の方では、総合月額上限負担制度というものを設けまして、先ほどの、市町村事業である地域生活支援事業に係るサービスが使われた場合の上限額と、国のサービスである介護給付訓練等給付事業の上限額、あと補装具をつくられたときの上限額ですね、それぞれのサービスの上限額の総トータルを、また、国のもともとの低所得者1、低所得者2、一般という上限額に当てはめまして、それを超えた場合に、また、利用者の方にお返しするという制度を設けまして、それが、先ほどご質問にありました、障害者自立支援事務事業の中の利用者負担額助成金の予算が150万円となっているものでございます。これにつきましては、執行額が10万8,784円となっておりますが、実際、この償還事務を行っていくに当たりまして、その1割相当分の、当初は、利用者負担について、事業所の方に利用者の方が、まずは立て替え払いを

していただいて、その後、市の方に、また、その領収書を持って請求していただいて、償還払いをするという方法をとるように考えておりました。

しかし、利用者の方の請求行為等の軽減等を図るために、事業者において、上限額を超える部分は、請求金額に含まれることとしていただきましたので、その請求金額の中に、この上限を超えた金額が含まれているということになりました。それを計算しますと、その支出済額としましては、106万1,051円がその請求金額に含まれている総合月額上限負担制度に係る金額になっております。

一応、こういうふうな形になっております。

あと、もう1点、コミュニティソーシャルワーカー事業の評価についてというご質問についてなんですけれども、こちらの方は、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、17年度は、一中校区1名配置しておりまして、18年度におきましては、全中校区に配置することになりました。二中校区は4月から配置しておりますが、三中、四中校区は8月からになっております。五中校区についても、7月からの配置となっております、ちょっと4月から、各中学校区すべてそろった上での配置というのはできませんでした。

あと、コミュニティソーシャルワーカーの目的としまして、要援護者の方の自立生活の支援のための基盤づくりということだったんですけれども、それぞれの中学校区の方で、1年間の個別相談の件数なんですけれども、一中校区の方が、個別相談の中身としまして、高齢者の方であったり、障害者の方であったり、子育てや子どもの教育に関することや、母子家庭に関するることとか、あと、福祉制度

に関する相談であったり、生活費に関する相談であったり、そういうような内容になるんですけれども、その個別相談の件数としまして、一中校区が1,325件、二中校区が229件、三中校区が192件、四中校区が402件、五中校区が294件となっております。

あと、それ以外にでも、コミュニティソーシャルワーカー事業の事業としまして、地域住民活動のコーディネートを行うということもありますので、住民活動のコーディネートを行うということで、校区福祉サロンの方にも、その活動にも参加しております。スタッフとしてかかわって、地域のネットワークをつくって、子育てサロンの活性化のための企画やネットワークづくりとか、そういうようなものを行っております。

ですので、もともとのコミュニティソーシャルワーカーの役割としまして、要援護者ですね、高齢者や障害者や、ひとり親家庭の方などに対する要援護者の方に対する見守りや相談であったりとか、あと、地域福祉の計画的推進への支援ということで、住民活動のコーディネートや企画とかの強化等を図れたことになっていると考えております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こども育成課にかかわりますご質問に対しましてご説明をさせていただきます。

まず、安全対策事業の評価というご質問でございますが、平成18年度に、各公立保育所の出入り口、門ですとか玄関の扉にオートロックの工事を行いまして、テレビつきのインターホンで各職員が対応する、顔を見て戸をあけるといようなことを行っております。

また、赤色回転灯を設置いたしまして、何かがあったときには、いつでも保育室

の方から警備会社に知らせる装置を押すようになってるんですけども、自動的に赤色回転灯が回ると、また、警備会社から警察へ伝わる、赤色回転灯を見られた地域の方が、何が起こったのか、駆けつけてくださるといのか、そういうようなことを行っております。

これに対しまして、保護者の方からの評価なんですけれども、今までに比べて、どなたが来られたのか、そういうことを確かめて門をあけるといことでは安心できるという評価を各保育所でいただいております。

ただ、これだけで十分かといいますと、それに対しましては、幾つかの園の方から、保護者の方から、また違ったご要望もございました。

さらに、保育所の延長保育ですとか、定員の15%増しを行っている関係で、職員の過重な労働になっていないか、また、そのことが子どもの安全に対してどうなのだろうかというご質問でございましたが、定員の15%増しと言いましても、それに見合った形で職員の配置を行っております。ですから、定員の15%増しをもって、職員の負担が大きくなっているということは、大きくはないというふうに考えております。

子どもの安心・安全な保育環境づくりというのは、保育を行っていく上での基本でございますので、どういう状況にあつたとしても、まず、基本のこととして、職員が全体で気をつけていくべきことと思っております。

一つは、子どもの健康状態に対する安全の管理、これにつきましては、毎日、指針、それから、午睡後の指針、登降所時の指針というものを行っております。また、緊急時に対して、救急法などを行えるように、毎年、救急法の実習を行っ

ております。

それから、事故などの防止のために、保育室あるいは園庭など、環境についての点検ですとか、あるいは個々の職員の配慮ですとか、そういうものにも努めております。

それから、防犯に対しましては、安全管理マニュアルというものを作成いたしまして、毎年、防犯の訓練ですとか講習会などを行って、子どもの安心・安全な環境づくりということに対しまして、物での整備だけではなくて、職員も努めるように行ってきているところでございます。

2点目に、病後児保育についてのお問い合わせですが、この病後児保育につきましては、平成18年12月から実施をいたしております。これには、A型、B型、C型というのがあるんですけども、B型の病後児保育ということで、看護師を常時雇用して、1年間トータルしますと、420万円というのが基本額というふうに国の方で定められております。国が2分の1、市が2分の1負担をいたしているわけなんですけれども、6か月までは全額、4か月から5か月については2分の1を保障するというようになっておりますので、今回の12月からの実施ということで、210万円を国と市とで2分の1ずつ負担という形で行っております。

この実績についてでございますが、18年度中に、実際にこの病後児保育をご利用されたお子さんはいらっしゃいません。

ただ、登録は26名の方がしていらっしゃいます。

その日に予約をされていても、病後だったはずが、また戻ってしまったような場合ですとか、また、お仕事を休めるようになったので、家で見ますというような

お話があったりとか、登録して、予約までされていても、なかなか利用にまでは、18年度中には至らなかったということがございます。19年度につきましては、延べ9人の方の利用がございます。

病気と、それから、健康で集団生活ができるというところの間のお子さんをお預かりするという制度なんですけれども、この病後児保育があるということで安心ができるというお声は、あちこちからいただいております。

ただ、こういう状況でもございますので、今のところ、拡大に対する考えは持っておりません。

次に、児童手当についてでございますが、平成18年度から、小学校の3年生から6年生に対象年齢が拡大いたしまして、また、所得制限についても拡大いたしました。それで、平成17年10月と平成18年10月を比較してみますと、受給されているお子さんで、約2,000人ふえております。また、保護者の方では、989の方がふえていらっしゃいます。ということで、1億1,464万円の増ということになっております。

また、児童扶養手当についてでございますが、児童扶養手当は、もともと予算の段階では、今まで毎年5%増しを見てきておりましたので、3億5,381万2,000円を計上いたしておりましたけれども、平成18年度の実績を見ますと、8月の時点で8.9%の増があったということで、9月議会におきまして1,160万8,000円の補正を行っております。対象者の拡大に伴いまして児童扶養手当を増額してきたということでございます。

また、母子自立支援員の相談かと思っておりますが、この相談の状況でございますけれども、15年度は122件だったもの

が、16年度には162件、17年度には198件、18年度には259件ということで、ふえていております。また、いろいろな形で母子自立支援員を核とした形で、ひとり親の方のご相談に乗っていているというところがございます。

乳幼児医療費助成についてでございますが、平成19年7月から、5歳未満児に拡大をいたしまして、また、平成20年度に向けて、就学前児童まで拡大に対して検討を行っているというところがございます。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 私の方から、国保年金課及びこども育成課に係ります福祉医療制度に対する、複数医療機関受診者の一部自己負担の軽減につきまして、18年度の実績の数字をお答えさせていただきます。

まず、一部負担金助成相当額と一部助成のところでは、件数として5件の実績です。金額が3,660円。

そして、ひとり親家庭医療費助成につきましては、支給件数が11件、金額にしまして8,660円。

そして、乳幼児医療費助成につきましては、支給件数が5件、金額が7,500円となっております。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課、商工労政係並びに消費対策関係に対する5点のご質問に対してご説明申し上げます。

決算概要100ページ、商工業経営指導委託料の未執行についてであります。この事業は、目まぐるしく変化する経営環境の中で、事業所の現状や課題を見きわめながら、経営革新を図るべく専門のコーディネーターがお手伝いするもので、18年度は、大阪三島地域中小企業支援センターへの委託による経営革新チャレ

ンジセミナーを平成19年1月から2月にかけて、計3回実施しました。

このセミナー開始直前に、府内中小企業支援センターの先進モデル事業に認定され、その費用全額が大阪三島地域中小企業支援センターの負担となり、未執行となったものでございます。

なお、この詳細は、平成18年度事務報告書112ページの中段に掲載しております。

次に、同じく、決算概要100ページ、中小企業金融対策事業で、中小企業事業資金融資制度の変更後等の状況であります。今回のその大きな変更点は、申込者の資格の範囲が狭められ、これまでの、常時使用する従業員数の300人以下が20人以下、商業・サービス業では、50人以下が5人以下の会社及び個人等となったところであります。

このような中、10月1か月で、本市の融資制度の受け付けは6件でありましたが、資格の範囲で融資が受け付けできないケースは生じておりません。

また、変更前の最終月の9月の受け付け件数はゼロ件で、駆け込み的な状態であったとは認識しておりません。

府制度全般としましては、大阪府信用保証協会によりますと、制度改正により廃止となる府融資制度に、通常3倍程度の駆け込み的な申し込みがあったと聞いております。

3点目、決算概要101ページ、消費生活相談ルーム事業における決算額の増加は、貸金業の規制等に対する法律の改正に伴う多重債務問題に関する対策等によるものかについてでございますが、これは、消費生活相談員の賃金の増加によるもので、その内容としましては、平成17年度、18年度とも、相談員2名の人員体制は変わりありませんが、17

年度は、嘱託員1名、アルバイト1名で行ってありましたものを、18年度は、嘱託員2名で対応しており、その賃金上昇分であります。これは、消費生活の相談内容が複雑多岐になる中、その対応に対する責任も増しており、相談員の地位の確保を通して、資質の向上と、安心して相談できる環境づくりを目指した結果でございます。

4点目、消費生活相談ルーム相談件数の減少についてであります。現在、内閣府の国民生活センターと都道府県及び市町村の消費生活相談窓口がオンラインネットワークで結ばれており、その資料によりますと、平成18年度の相談件数は110万件、平成17年度で130万件、平成16年度の約192万件からすると、大幅に減少しております。

このような中、本市に寄せられた件数も、平成16年度の1,082件をピークに、17年度、845件、18年度が661件と、全国と同じようなペース、比率で減少化の方向を示しております。

これは、全国的に架空請求事例やアダルトサイドのワンクリック請求事例の減少によるもので、金融庁の預金口座の不正利用の防止、警察庁の詐欺罪の取り締まりの強化、法務省の携帯電話の犯罪利用の防止等、関係省庁が一体的になり、法の整備、強化に取り組んだ結果となっております。

最後に、相談ルームの受け付け状況でございますが、まず、直接本人が来訪される場合と、直通の電話による相談の二つに大きく分かれております。平成16年、平成17年度の総合福祉会館開設時で、2年間分、1,925件の相談に対し、来訪が376件、19%、電話相談、1,549件、81%で、平成18年度での本庁での開設後の状況は、661件

の相談に対し、来訪が137件、20%、電話相談が524件80%と、どちらの設置であれ、来訪が2割、電話相談が8割の状況を示しておる状況でございます。

○安藤委員長 大体、すべてお答えいただいたと思います。

山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

何点かちょっと気になるところもあるのでお聞きします。

最初の方ですね、福祉のサービスが、結局はふえているということであれば、利用抑制がなかったということであればいいことだと思うんですけども、その辺で、補助や利用の仕方が大分変わったということ、しっかりと皆さんにお知らせができていのかということ、減っていないという意味では、できているんじゃないかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

先ほどの、自立支援の利用者負担の助成の方ですが、これ、事業所からの請求で支払いということでしたら、結局、これは事業所報酬の方に移ったというふうに考えてよろしいんですかね。

次に、コミュニティソーシャルワーカーの事業は、年度途中からのスタートということでもありますので、ここで、人材確保、専門的な方が確保しにくいというような話が説明の中で出てたんですけども、この辺の配置の方の状況というのがもしわかるようでしたら、もう一回お願ひできませんでしょうか。

それから、国保の方で、法定外の分が2億7,600万円余りということでお聞かせいただきましたけれども、これが、前年度、ずっとこれまでにに関して、ふえてきているのか、減ってきているのかということをもう一度お聞かせねがたいと思います。各種の負担がいろいろふ

えて、今、市民生活がだんだん圧迫されているときですから、市民の負担軽減には最大の努力をすべきだと考えております。

それから、子どもの安全というところでは、延長保育や115%の受け入れというところでも、見合った形で配置をしているということをお聞かせいただきましたが、職員さんの方も、土曜日とか夏休み、休みをとられると思うんですけれども、こういうときには少なくなるのか。それから、私も保育所へ娘を連れていったときは、なるべく休んでくださいというような話も聞いたんですけれども、少ない人数でたくさんの園児を見るということが、夏休み中とか土曜日とか、そういったことにはなっていないのかどうか、もう一度、その辺が適正な配置というのできているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、保育料の滞納問題では、夜に家庭訪問もされて努力をしていただいているということも聞きました。状況もお聞きいただいているということなんですけれども、保育料も減免とか分割納付も結構なんですけれどもできるということが、市の条例というか、基準があると思うんですけれども、実収月額が、生活保護基準の115%以下になったとか、前年度の所得、事業所の方などは5割以下になったということは、保育料の変更の取り扱いをするということになっておるわけなんですけれども、これ、事情によっては、だから、そういう意味では、月額の変動ですから、事情によっては年度途中でも減額を受け付けるということができないのではないかとthinkなんですけれども、この保育料の減免についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

減免件数が、資料をいただきましたら、

18年度は4件ということで、うち2件は兄弟を通わせているケースだと思うんですけれども、減免制度を活用することはどういう形になっているか、お聞かせいただけませんか。

それから、病後児保育のことは、非常に微妙な制度だということはよくわかりましたので、大変な子どもさんを抱えてのお仕事されている方には、ぜひ発展をさせていただきたいと思います。

それから、児童扶養手当もふえているということで、今のこの皆さんの世帯の状況というのをやっぱり反映してるのかなと思うんですけれども、皆さんにこの児童扶養手当、制度もちょっと変わっておりますので、よく受けられる方はぜひ受けられるように、周知の方をお願いしたいと思います。

乳幼児医療、それから、あわせて、老人、障害者医療の還付の部分なんですけれども、受けておられる方の数はお聞かせいただきましたけれども、先ほども言いましたが、還付が受けられるという状態であるということをつかんでおられるかどうか。医療関係ですから、全部国保でしたら、社会保険の方はちょっとわからないかもしれませんが、国保など、レセプト上がってくれば、この方は3診療、4診療受けられて、還付ができるよという数がわかっているのか、そういう方もわかっているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

だから、還付を受けるというか、福祉の制度を受けられるということがわかっていながら、それを受けていないというのは、知らされていないので、市民の権利というか、権利の行使ができないということになれば、これは問題があると思いますので、漏れなく、通知というような形もとれないかと考えるんですけれども

も、いかがでしょうか。

それから、医療体制、妊産期の医療についても、救急の医療についてもいろいろお聞かせいただきまして、ここの三島医療圏というのは二次ということで、結構広い範囲でカバーをしていただけているということだと思いますけれども、先ほど言ったように、夜間も高槻へ521万円、乳児の方も432万円出しておられる。

ここで、最近、テレビなどでは、救急車がとまって、なかなか受け入れてもらえないということが報道なんかされているんですけれども、こういったことが摂津の救急体制の中で起きているのかどうか、それもあわせてお聞かせいただければと思います。

市民の健康、救急を守るという点で、いろいろ公的な責任もあるはずですから、民間任せではなく、公的な機能もつくっていくとか、考えていく必要もあるんじゃないかと私は思うんですけれども、健康せつつ21など、健康推進の方針も持っておられるわけですから、その辺の取り組み方なども、お考えをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

それから、各市の福祉施設の配置とか点検のことですけれども、職員の方もちゃんと見について、人員配置などもつかんでおられるということですから、しっかりとした事業を展開していただきたいと思いますが、これがなかなか現場の人間でないとわかりにくいかもしれませんけれども、適切な人員配置かどうかというのが気になる場所なんですけれども、今、テレビなどの報道を見ますと、福祉の現場が非常にハードだということが社会的に取りざたされておりまして、ちょっと過重労働とかがあると、やはり安全面にもかかわるところですので、せ

かく摂津市立とかいう施設が多いわけですから、しっかりつかんでいただきたいと思います。

これは要望で結構です。

それから、生活保護の部分では、影響、非常に、個々の場合、世帯の人数のこともあって難しいということだと思えますけれども、保護費というのは、最低限の生活を維持するための制度ですし、その中には、1世帯によっていろいろな都合でお金が要するということはあるわけで、いろいろな加算も行って、初めて人間らしい生活を送れるわけですから、生活保護の制度の中で、最大限生かせる制度を使うとか、指導、援助もしていくということが必要だと思っております。

生活保護の制度で、指導の点とか、被保護者とか、保護されている方への連絡など、どうなっているのかも聞かせていただきたいと思います。

それから、市営葬儀の件なんですけれども、高いと、アンケートに答えられている方も二人ほどいらっしゃるということなんですけれども、赤字が減ってきて、何とか改修計画も立てていこうということであれば、それはそれでいいと思うんですけれども、やっぱり市民負担に市営葬儀は上がってなるというのは、どうかと思うんですけれども、いろいろ問題、これから分析も必要やと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

今、葬儀に関しては、貧困と格差の広がりや、今、直送とか、もう式をさねずに、火葬のみ、斎場へ直接行かれるという方もあるとお聞きしています。この斎場の方で簡略な式などは行っておられるのでしょうか。それについては費用がまたちょっとプラスされるとかいうようなことがあるのか、こういう直送形式なども、葬儀社などから知らされるのか

というのをちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、ごみ焼却も指名競争入札でされているというのをお聞きして、わかりました。

指名競争入札ということなんですけれども、ペットボトルの値段が、この間、ずっと上がっているということですので、市場化の話はよしあしなんですけれども、なるべく高いところに落せばいいということでは、なかなか弱小のリサイクルの業者さんが、原料がなかなか入手できなくて、経営が大変だというような話も聞きますので、この辺の制度もしっかりと研究していただきたいと思います。

それから、監視カメラ、ダミーもあって、いろいろお話いただきましたけれども、チェックをされているかどうか、きちんとお聞かせいただけてなかったようなので、どういった頻度で、監視カメラの中身、映像チェックとかはされているのかどうか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

それから、公害問題では、適切かつ迅速な対応が求められると思います。これから、22年までに大気汚染なんかの結果なども出てくるということなんですけれども、それを待たずに、やっぱり必要な措置、対応策とか、解決策に対しての、予算も必要な策もあれば、どんどんやっぱり検討して、手だてを打っていかなくてはならないと思いますので、問題が出てきたときには、ぜひとも迅速な対応をお願いしたいと思います。

それから、農業祭の方は、本当にご苦労さまでございます。ありがとうございます。これから先、いい場所があれば、また考えていただきたいと思います。しっかりとやっていただきたいと思います。

これは要望で結構です。

貸し館業務の方ですけれども、私も、これ今、市役所の会議室もそれに当たるんじゃないかというような話も言っていただきました。男女共同参画センターですとか、時間の延長ですとか、日曜日も使えるというようなことにもしてもらっているということですので、こういったことも、周知をまた改めてしっかりしていただきたいと思います。市民の活動を活発にしていくというのは、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、産業振興で、執行額、これが府の事業になったという、商工業の経営指導ですけれども、よくわかりました。この3回開かれた、経営革新チャレンジセミナーの結果、効果などもお聞かせいただければと思います。

それから、消費生活の相談ルームのことですけれども、相談件数は全国的にも減っていると、架空請求が減ったというようなことでお聞かせいただきましたけれども、消費生活の中でいろいろな問題が多様化してくると思うんですけれども、特に、多重債務の問題については、いろいろなところが、岩手県が信用生活協同組合の債務整理、滋賀県野洲市の市役所関係による連携した相談体制、いろいろなことで、市役所の中でも連携をとって、しっかり対応しておられるというような話も聞いてます。

このような中で、ことしの話なんですけど、国において、多重債務の改善プログラムが進んでいると聞いてますけれども、専門的な知識も必要なんだろうけど、多重債務に対する消費者生活相談というのはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

あわせて、あと、融資は、旧来との比較もぜひしていただきたかったんですけど

れども、事業所の実態をしっかりと聞き取っていただき、事業所の利用しやすい制度融資というのを、改めて取り組みを聞かせていただきたいと思います。

これから、また年末にかけて、いろいろな年を越すためにも必要なというか、制度でもありますので、事業所の実態もしっかりと相談というか、窓口で乗ってあげるのも手かと思っておりますので、その辺もお聞かせいただければと思います。

以上です。

○安藤委員長 北埜参事。

○北埜福祉総務課参事 ただいま、おっしゃいました、生活保護の個々の扶助の加算についても、やはり最大制限の中でつけていくことによって、生活保護家庭の人が生活していけるということのご質問だと思います。

現実、加算等々が変わる前には、対象となる個々の世帯に対して、各ワーカーが一人ずつ、ある程度説明をしていっておると。それに伴い、決定通知書等々、そういった文書的なものを提示しながら、こういうふうに加算が変わるといふことの知らしめは事前に行っております。

そういう形の部分で、各個々のケースについては、指導なり、連絡等々については行っております。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長

監視カメラのチェック体制ということでございます。

今現在、本物と申しますか、純正カメラを設置しているところが正音寺会館の前にありますちびっ子広場の敷地内で設置いたしております。日々、収集業務を行っております担当が、常にそういう収集業務を行っておりますので、当然、その箇所に不法投棄らしき物が見受けられた場合には、そういう形で連絡をいただ

くことになっておりますし、仮に、そういう不法投棄が発生した場合には、そのカメラの中の映像を確認いたしまして、それを写真化、プリントアウトいたしまして、それを警察の方へ出しているというような状況でございます。

ただ、映像的にはもうはっきりとしたものもあれば、なかなか見にくいところもありますので、その辺は警察の中で判断していただくこととなりますけれども、そういった対応を行っております。

ダミーにつきましては、なかなかそういう制度がございませんので、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 土曜日と、それから、夏季保育についての保育の状況についてご説明をさせていただきます。

基本的に、土曜日の保育につきましては、保護者の方の勤務にあわせた保育時間というふうになっております。例えば、午前中に勤務が終了される保護者につきましては、お仕事が終わられたらお迎えに来ていただくというふうにお願いしております。

また、お仕事に限らず、何か保育が必要というような状況がありましたら、各保育所長の方には言っていただきまして、保育を実施しているという状況でございます。

夏季につきましては、特に、夏休みというものは保育所にはございませんけれども、お盆の時期の土曜日、金・土とか、土・月とかに、園内の消毒日というのを二日ほど設けてはおります。お休みをとられる場合でしたら、できましたら、そのときに合わせておとりいただくという協力依頼は行っております。

ただ、その日につきましても、必要な

方につきましては、当然、保育を行っておりますので、保育がないというようなことではございません。

ただ、ご指摘がありましたように、職員が子どもの人数に対して少な過ぎるということはないのかというご指摘でございますが、子どもの人数に合わせて職員が出勤するという形になっておりますので、当然、配置基準よりも下回るとか、そういうことはない形になっております。

ですので、無理をして保護者の方に協力いただいて、職員が休みをとるとか、あるいは少ない職員でたくさんの子どもの見ることになるとか、そういうような形ではなくて、子どもの状況に合わせて、適切に職員を配置した中で、職員自身も夏の休暇をとる、あるいは土曜日の職休をとる、そういうような体制になるようにというふうには考えております。

また、個々の保育所におきまして、いろいろ問題が出てきたような場合でしたら、その都度、対応をしてきているところでございます。

○安藤委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 保育料の減免についてお答えします。

保育料の減免につきましては、摂津市保育料変更事務取扱要綱に基づいて取り扱っております。

先ほど、山崎委員さんの方からもありましたように、変更事由につきましては、

1. 階層認定の対象となるものが失業または病気等により所得が著しく減少し、保育料の納付が困難になったとき。

2. 対象となる世帯が災害に遭い、もしくは、不慮の事故等によって多大な出費を要し、保育料の納付が困難になったとき。

3. 保育料の納入義務者が、規則第4条第3号に該当するとき。

これは、他の保育所でありますとか、障害児の通う施設でありますとか、そういうところに兄弟の方が通われているときは減免対象になるというものです。

4. その他、市長が必要と認めたとき。  
ということで、この基準に合わせて、保育料の減免をやっておりまして、保育料の減免状況につきましては、この3を除くと、平成18年に2件、平成17年はありませんでして、平成16年には2件という状況になっております。

保育料につきましては、前年度、または前々年度の所得に対して保育料が決定されるものでありますので、どうしても、支払うときには所得が減ってしまっているというケースはあると思います。

特に問題になりますのは、離婚でありますとか死別でありますとかいうことで、お母さんの扶養になってしまって、払えないケースというのが多ございますが、そういうものについては、所得の認定の対象者がお母さんになりますので、当然、保育料が安くなります。

それ以外で、どうしても払えなくなったというケースにつきましては、先ほど言いましたように、分割納付をしていただくように指導しております。分割納付で頑張って払っていただきますと、翌年度には当然所得が下がっておりますので、保育料が当然下がるという形になります。

また、できる限り安くする方法といたしましては、聞き取り調査をする中で、税の修正申告などができて、保育料が安くなるケースにつきましては、ちょっとお手数になりますが、所得の修正申告などをしていただきまして、保育料の階層を下げさせていただいて、払える保育料で支払いしていただくような指導もしております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 救急医療体制でございますが、救急車の受け入れをなかなかしてもらえないという現状があるのかというご質問につきましては、そういうこともあるようには消防署の方から伺っておりますが、実態につきましては、私の方からの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

救急医療体制の整備につきましては、三島保健医療協議会という協議会がございますが、これは、大阪府茨木保健所が事務局でございますが、そちらの方に、圏域内の病院代表や医師会代表、それから、医師会や歯科医師会、薬剤師会の代表、それから、消防や行政等々から委員が出ておまして、その中で検討をしているという現状でございます。

市町といたしましては、そこで充実をしていってほしいということをご要望したりというようなことでございます。

○安藤委員長 小矢田参事。

○小矢田高齢者障害者福祉課参事 コミュニティソーシャルワーカーの資格についてということでございますが、まず、社会福祉士と精神保健福祉士と介護福祉士の三つの資格を持つ者が1名と、社会福祉士のみの資格を持つものが2名、社会福祉と精神保健福祉士の二つの資格を持つ者が1名、介護福祉士のみの資格を持つ者1名の計5名が配置されております。

○安藤委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 葬儀に関しましてご答弁させていただきます。

先ほど、委員のご質問の直送ということでございますが、私ども、日常の業務の中で接しておりますと、葬儀というのは、いろいろな故人あるいは親族のさまざまな感情を伴って営まれるものであるなどよくよく感じております。

その中の一つが、いわゆる、私ども、

家族葬というふうなことでとらえておるわけでございますが、年間まだまだ件数は少のうございますけれども、こういった家族葬、だび葬といったものが行われております。

この場合、別府斎場へ極めて近いご親族の方とともに出棺されるわけでございますが、別府斎場では、入場の際に、焼香台と抹香等を用意させていただいております。これは、あくまでも仏式ということでございますが、その焼香台に、仏式でない場合は、抹香を取り払って、簡単なお別れの最後の機会を設けさせていただいております。

そういうことで、こういった家族葬においても、最後のお別れで、本当の肉親の別れをきちっとしていただくという体制をとっております。

それと、葬儀の形式につきましては、窓口にかかわらず、葬儀社の方から連絡といたしますか、種別につきまして個別に受けているということはございませんので、その点、ご理解を賜りたいと思っております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、国保年金課にかかわります部分で、国民健康保険特別会計への繰出金の中で、保険料軽減分、俗に言います法定外の部分ですが、前年度と比べてふえているのか、減っているのかというところでございますが、前年度と比較いたしますと、0.11%の減となっております。金額にいたしまして29万9,000円となっておりますが、この部分につきましては、法定の部分での基盤安定の繰出金というものがございまして、この中に保険者支援分という加算部分がございまして、その部分を含めた形で見ると、トータルでは、額の方は変わっていないという形になっており

ます。

それと、もう1点、福祉医療制度に係ります複数医療機関の受診の場合の還付について、どれぐらいが受けられる状態であるかということをつかんでいるということですが、まず、対象になる医療については、基本的にはレセプトでの把握という形になるのかなと。

となりますと、私どもの方には、社会保険の関係のレセプトというのは回ってこないというのがまず1点あります。国保のレセプトについてはあるわけなんです、この中でも、月おくれと申しまして、医療機関からの請求がおくれてきたりとか、レセプトの内容の審査などの関係で、再審査が入ったりして、これも同様に月がおくれて変わってくるとかいう形のさまざまな部分がありまして、なかなか全数を通知するというのは不可能に近いかなという中で、私どもとしては、できるだけ周知する方法といたしまして、医療証の更新時期に制度のPRを兼ねた案内を一緒にさせていただくという形で、現在、対応させてもらってます。

○安藤委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 商工業経営指導委託事業による、今回の3回にわたる経営革新チャレンジセミナーの結果、どのような効果があったかでございますが、9社が参加し、経営革新計画づくりに向けた取り組み事業所が2社、策定し、府への申請手続中が2社、新規事業の研究が2社、取りやめが3社で、この承認事業所に指定されますと、政府系金融機関による低利子の融資制度、また、大阪府の信用保証協会の保証付融資制度、また、税制の優遇措置と、支援が府からなされるものでございます。

続きまして、融資の事業所にとって利用しやすい取り組みについてであります

が、大阪府では、10月以降の責任共有制度導入に伴い、変更後と事業所からの相談等を受けるべく金融支援課に特別相談室を設置しております。ただ、現在、相談は入っておりません。

そこで、大阪府が、各市窓口への聞き取り調査を行っているところで、本市では、苦情等の相談はありませんが、他市で、融資の申し込みの資格が狭まったこと、また、金融機関の担当者が責任共有制度を理解していないため、融資の申し込みにかかる等の苦情が寄せられているところでございます。

今後も、本市としましては、各市でも取り組みの少ない、利子の2分の1の市負担のスタンスを堅持しながら、あらゆる機会を通しまして、対象従業員数の拡大を要求してまいる所存でございます。

最後に、消費生活の多重債務問題改善プログラムに対する本市の対応でございますが、このプログラムの中心は、丁寧に事情を聞いて、アドバイスを行う相談窓口の整備強化、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、やみ金融撲滅に向けた取り締まりの強化で、地方自治体が、多重債務者自立支援に取り組むことが求められております。

ここでの、丁寧に事情を聞いてのアドバイスとは、多重債務に陥った事情を聴取し、考えられるさまざまな解決法の選択肢を検討、助言し、必要に応じて、弁護士等の専門機関に紹介、誘導するといったプロセスをとることが望ましいとされており、本市のルームでは、既に以前からプログラムが求める対応に努めているところで、今、何よりも急務とされておりますのは、このプログラムの中で目指す、どこの市町村に行っても、適切な対応が行われる状態の実現に向け、消費生活相談窓口の常設化が達成されておしま

せん府内8市9町における相談窓口の整備が急がれているという状況になっております。

○安藤委員長 暫時休憩します。

(午後3時 3分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○安藤委員長 再開します。

山崎委員。

○山崎委員 では、3回目、要望も多クさせてもらいます。

ソーシャルワークの事業は、そういう意味では、これからの発展ということになると思いますので、ぜひとも頑張ってくださいたいと思います。

それから、国保の繰り入れの話ですけれども、基本的には、一応減っていないということで、最大限の努力がここで図られたかということでもあります。また、国保会計でもやりますので、ぜひとも市民負担の軽減に力を入れていただきたいと思います。

それから、保育所の安全とあわせて、最初に言及しました、認定こども園の考え方なんですけれども、そういった意味で、職員の配置はしっかりされているということなんですけれども、認定こども園というような形をとりますと、何でもありと言ったらおかしいんですけれども、いろいろ柔軟な形ということになれば、そういった意味で、職員の配置などでも、いろいろな流動性というのが出てくると思いますので、この扱いは非常に慎重にお願いしたいと思います。

それから、保育料の滞納の問題では、先ほども、税の修正申告ですとか、いろいろな形での減免申請もできるということを、やっぱり職員の方、ご承知いただいて、そういったアドバイスもしっかりその家庭訪問の中でできるようにお願いしたいと思います。

それから、障害者と国保と両方にわたっているんですけれども、医療の還付ですけれども、これなかなかお知らせは難しいという話も出てきましたけれども、これは、結局、チェックができていなくてお知らせができないというのか、それとも、チェックができてるんだけど、お知らせするのはちょっと難しいということなのか、レセプトチェックとか、受けられるけれども、受けていないという方がチェックできるのかどうかを、もう一度、しっかりとお答えいただきたいと思います。

それから、救急医療の関係では、やっぱりしっかりその体制を、公の部分で体制を整えていって、素早い受け入れができるように、対策方、お願いしたいと思います。

それから、生活保護の問題では、被保護者、保護を受けておられる方と、しっかりケースワーカーが寄り添って、生活をしっかり支えていっていただきたいと思います。

葬儀のことは、いろいろなケースがあるということではありますけれども、人生の終えんをしっかり見送るということの事業ですので、公の部分での対応というのをしっかりやっていただきたいと思います。

それから、不法投棄の監視カメラのチェックの件ですけれども、これは、伺いますと、結局、不法投棄に気がついたときにだけチェックがされたということになるかと思うんですけれども、定期的なチェックということにはなっていないのかなと思います。その辺、不法投棄がしょっちゅうあるものではないという意味では、気づいたときにということでも仕方ない部分もあるのかもしれませんけれども、この辺の部分も検討していただけるかどうか

か、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

あと、経営関係、産業関係につきましては、商工業の指導ですけれども、中小企業においては、まだまだ景気は厳しいという面もありまして、引き続き、支援策の充実をお願いしたいと思います。

そして、それに係って、資金融資の部分ですね、これも、とりわけ、零細業者にとっては資金繰り、これから年末にかけて、融資制度というのは大変大きな役割を果たすものでありますから、利用しやすい制度へと、引き続き取り組んでいただけますようお願いいたします。

それから、生活相談、私、多重債務の話も絡めてお話をさせていただきましたけれども、市民が生活相談の中で、多重債務の問題で、摂津市の窓口へ行けば何とかしてもらえるととか、頼りになるという窓口になっていただきたいと思えますし、市民がやみ金融ですとか、違法な金融に苦しめられているということを、しっかりと法律的な部分で指導していただいて、あなたが悪いわけではないですよということを、しっかりと指導というか、ご相談に乗っていただければと思っております。

今後、そういった意味で、新しいプログラムが進展してくると思いますので、いろいろな動きに柔軟に対応できるように、生活相談ルームの体制づくりの強化もお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 監視カメラの定期的なチェック体制ということでございますけれども、先ほど申しましたように、悪質な不法投棄につきましては、そういう機材を使いながら、警察と連携しながら、そういう対応を行っているところで

ございます。

チェック体制ということで、定期的ということで検討はどうかということですが、現在、毎日収集体制でもって取り組んでおりますので、その中で、各コースの担当者もおりますので、一度、そういうところまで、定期的にチェックできるかということは、再度、もう一度検討してまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 福祉医療に係る還付について、きっちり数がチェックできるのかどうかというところですが、概略的な、外質的なところはつかめておるんですが、ただ、還付の通知ということになりますと、やっぱり金額的なものが、きっちりしたやつが出ないというところがありますので、きっちりした数字をつかんでいるのかどうかということになりますと、つかめていないという形になります。

○安藤委員長 山崎委員。

○山崎委員 こちらで知らせられないということで、最後のあれあるんでしたら、こういう制度がありますよということを、乳幼児、それから、障害者、老人医療ですね、三つにわたっておるわけですけれども、皆さんに、できるということをやったり、しっかりと周知をこれからしていただきたいと思えます。

以上です。

要望で結構です。

○安藤委員長 上村委員。

○上村委員 それでは、私の方から質問させていただきますけれども、午前中から今まで、南野委員、また、山崎委員が質問されましたけれども、重複するところがあるかもしれませんけれども、できるだけ避けながら、また、関連する質問

も含めてやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入で、決算書33ページの、保育所の保育料不納欠損ということで、この件につきましては二人の委員から質問がありました。中身について、また、納付の要請ということで引くということでありますけれども、平成17年度が46万600円ということであって、18年度決算値が150万3,800円ということで、不納欠損額が提示をされました。

実に3倍に増加しているということでありまして、なぜ3倍になったのかということが、きっちり、明確に説明されておりませんので、その3倍になった理由をまずお聞かせください。

それと、公立、私立の保育所があって、監査委員の決算審査報告では、公立が59万2千円で、7件の不納欠損があったと、私立については91万2千円で、9件の不納欠損であるというふうになっておりますけれども、この公立、私立を含めて、この納付の要請と、収入未済額が3,281万3,008円計上されておりますけれども、この未済額について、今後、そういった公立、私立を含めてやっていく方法について教えてください。

次に、39ページの、一般廃棄物焼却手数料ということで9,592万7,640円ということで計上されております。これは、事業系ごみの収集の手数料かなというふうに思うんですけれども、ここにも不納欠損が7万5,230円計上されておるということであります。この中身について教えてください。

それと、同じページで、再生資源化処理手数料ということで計上されておりますけれども、これはリサイクル料金にかかわる手数料かなというふうに思ってる

んですけれども、この中身について教えてください。

それと、63ページの、資源ごみ売却収入ということで、これも、同僚委員から今何回も質問ありまして、大体わかってきたわけですけれども、前年が1,147万円、18年度が1,571万3,599円ということで、50%増しですよ。年々ふえてきておるということでありまして、できましたら、最新の売却益ということで、9月末でも10月末でもいいんで、半年間の額は幾らかなということと、先ほど、単価設定ということで、競争入札をしておられるということで、ペットボトルの場合、61.95円でキログラム当たり落札されたということでありまして、これの入札する際の、何社が入札に応じたのかということと、最低、最高というか、最高が61.95円だと思いますけれども、最低は幾らであったのかなという、開きを教えてください。

それと、63ページに、生活保護法による返還金・徴収金ということで1,842万5,819円計上されておりますけれども、この際、生活保護世帯の比率は、現在、11.9パーミルですかね、単位的には、いうふうになってますけれども、近隣各市の生活保護世帯の数を前にお聞きしてますけれども、できましたら、これ、委員長にお願いいたしますけれども、資料請求をお願いしたいと思います。今ここで報告というよりも、ぜひ近隣各市の保護世帯の数を、また資料でもって委員の方にお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、それに関連して、事務報告書に記載されてます、現在の保護世帯ということで、1万2,171人が対象であるということでありまして、廃止が19

1人と計上されていますけれども、この廃止という意味が一つわからないんですけれども、この生活保護世帯から、生活保護を受けない状態になったのか、もしくはもう亡くなったのか、どういう状況なのかということと、要は、就労した人の人数がもしわかるのであれば教えていただきたい。

あと、97ページの、防犯灯設置工事ということで、先ほど、防犯灯につきまして、南野委員がお聞きしてましたけれども、不用額が10万735円も発生しとるとということで、これは、競争見積もりの結果かなと思うんですけれども、結構大きな金額になるんで、追加の設置とかそういうのできるような状況ではなかったのかと思うんですけれども、それについて教えてください。

それと、次に、決算書101ページの、地域活性化事業補助金665万9,933円計上されました。予算が828万円だったんですけれども、この決算との差が非常に大きいというふうに私は感じておるんですけれども、これを、担当課として、この差はどう見られているのかなということと、現状の地域活性化補助事業について、どういったことが中心になってやられているのかなということと、あわせてお答え願いたいと思います。

次に、住基ネットのカードの件につきまして、先ほど、発行状況についてはわかったんですけれども、一部、新聞等で、住基カードの不正というのが報道されましたけれども、本市において、例えば、紛失したとか、再発行等々の件は発生してないのかなというふうに思いますので、その件について、一度報告を願いたいと思います。

次に、143ページ、保育所器具費ということで107万6,944円という

ことで計上されてますけれども、これは何を購入されたのかなということと、昨今、小学校、中学校、幼稚園、保育所等における遊具の不良というか、事故が発生してますけれども、本市における保育所の遊具は点検されたのかどうかということと、点検した結果がどうであったのかということをご報告ください。

それと、143ページ、同じく、母子家庭高等技能訓練促進費247万2,000円ということで計上されてますけれども、どういった技能訓練が対象であったのかということをお答え願います。

関連して、概要の77ページに、同じく、母子家庭等日常生活支援事業並びに母子家庭常用雇用転換奨励金というのが未執行になってます。予算では計上されておったんですけれども、実際、使用しなかったということですが、このことについて、どういう活動をしたのか、しなかったのかというか、実際使われていないので、どういうことで使われなかったのか、理由をお聞かせください。

次に、概要の82ページ、保健センター運営事業費6,530万7,575円ということで計上されておりますけれども、執行率が72.5%ということになってます。なぜこんな大きな差が出るのかと、この理由についてお聞かせください。

83ページの中で、各種健康診断にかかわることなんですけれども、そこに、報償金と委託料という項目があるんですけれども、例で言いますと、市民総合健診ですと、報償金が15万2,000円、委託金が9,623万8,817円ということとあります。本来、委託すれば、すべてそこにお任せすることになるはずなんですけれども、なぜこの報償金という別な人が介在してこの事業が行われているのかなという意味合いについてお聞

かしてください。

同じく、83ページ、健康せつつ21推進事業ということであります。

ここに、健康せつつ21推進事業中間報告ということで、立派な報告書が出されました。まさに、事細かく、全庁的にわたって、すべての活動を事細かく、本当にきっちりと記入され、評価もしながら、また、課題もきっちり述べられて報告されています。本当に私も楽しみに待っていたんですけども、きっちり出していただきまして、これは大いに評価をしたいと思っています。

その中で、質問させていただきますけれども。

この中で、健康づくり推進リーダーと、健康体操推進リーダー養成講座をされていたんですけども、その現在の修了者数ですか、講座の受講者数と、今後の展開について、取り組みについて、どうされていくのかということをお聞かせください。

それと、ウォーキングコースをつくられたんですけども、実際、市主催の活用があったのかどうか。

それと、健康づくり推進協議会という、ここに委員名簿があるんですけども、こういう人たち、実際、具体的にどういった形で活動されているのかということも、あわせてお聞かせください。

次に、概要の88ページ、温暖化対策事業ということで、先ほど、南野委員が、環境家計簿ということで聞かれました。温暖化対策の事業の中身は、温暖化対策の中の環境家計簿ということであったんですけども、それ以外にもたくさんの温暖化対策をやっているのではないかなと思っていますし、我々議員も、クールビズで、職員の方も含めてクールビズをやったんですけども、それ以外にもたくさ

んの温暖化対策事業をやったと思うんですけども、総括的に、どういったことをされたのかということをお答え願います。

89ページ、斎場の補修事業ということで、先ほど、山崎委員が聞かれたんですけども、ということで、わかりましたんで、特に、火葬炉については、過酷な条件で使用されてますので、日々の点検と長期的な視野に立った補修計画というのをきっちり立てながら、ぜひ事故のないようにしていただきたいということで、これは要望しておきますので、ぜひきっちりと補修計画もつくってやっていただきたいと思います。お願いしておきます。

次に、概要の91ページ、ごみ減量対策事業ということで、これ、報償費の中で2,978万6,990円計上されてますけれども、この概要のところに、内訳で、ごみの減量推進員と再生資源化推進に報償費をお支払いするという事になってますけれども、実際、どういった方に、どういった形で、この2,978万6,990円が払われているのかなということを教えてください。

それと、機械器具費の内訳240万円でしたかね、計上されてますけれども、何を購入されたのかということで教えてください。

それと、概要の94ページ、環境センター光熱水費9,455万6,341円ということで、対予算10%減ということになっております。これ、当然、ごみが減量したからということかなというふうに感じておるんですけども、光熱水費の内訳、電気、燃料、ガスなのか重油なのか、水道等々あるんですけども、その費目別の料金と、原単位がどうなったのかということをお聞かせください。

次に、97ページの、市民農園設置事

業ということで、市民農園の現状の数と、耕作者数といいますか、それと、これの応募といいますか、それと、申し込みの状況とか、たくさんの要請があるのかどうか、その辺も含めて、状況についてご報告をお願いします。

最後ですけれども、指定管理者制度に関することなんですけれども、18年度のこの決算から、指定管理者の実際の数字が上がってきたように思うんですけれども、摂津市の施設管理公社に指定管理料として1億5,439万7,000円、決算値で上がってきたんですけれども、予算が1億7,141万2,000円だと思っただけなんですけれども、この差はなぜかなということと、先ほどの保健センターもそうですけれども、9,005万円に対して6,530万円ということで、これだと2,500万円ほどの差があるわけなんですけれども、この指定管理者に対する契約の仕方というのが非常に見えにくいんですけれども、この差が出ている、保健センターはまた別途聞きましたけれども、施設管理公社についても2,000万円ほどの差が出ているということで、そういった契約の中身についてお聞かせ願いたいということと、やっぱり指定管理者制度というのは、コストを削減するというのが命題でありましたけれども、22～3年ですか、すると、競争入札になるという状況が出てくるんですけれども、そういった観点を踏まえて、2年だったんですかね、20年度で3年目に入ると思うんですけれども、どういうとらまえ方をされているのかということをお聞かせください。

以上です。

○安藤委員長 答弁を求めます。

北埜参事。

○北埜福祉総務課参事 委員からのご要

望のあります、近隣等の保護率等の数字につきましては、直近の7月末現在ののでよろしいでしょうか。その分だけしか今手元にございませんで、その分を、後ほど、またお渡しさせていただくようにします。

それから、廃止の件でございますが、この廃止というものは、当市における生活保護の必要性がなくなった、自立されたという方がおられるということと、委員さんが懸念されておられます、死亡されて廃止という方もおられます。

この、死亡されて廃止となりましたケース数が25件。それから、私どもの市から他市の方へ移管になったり、ご自身で出ていかれたという方がおられるのが47世帯、そして、開始の原因としまして、世帯主、世帯員の方が疾病で保護適用になったけれども、世帯員、世帯主の方が傷病治癒されて、自立できるような状態になりましたということで、保護の廃止になりましたのが39件。それから、働き手の方が、高校を卒業されたり、中学校を卒業されたりとかいう形の部分の中で、また、母子の方が就労されたということでの、収入の増加ということで、19世帯の廃止、それから、働き手の転入というのは、母子世帯の方がまた再婚されて、無事、自立されたという世帯等が5世帯。それから、社会保障制度の年金等々が遡及受給されまして、そういう社会保障制度の他法の活用により自立しましたケースが8世帯ということで、計143世帯という形で廃止になっております。

○安藤委員長 制度の受給率ですね、直近の7月で、資料の方は後から出してください。お願いします。

船寺参事。

○船寺こども育成課参事 保育料の滞納、

過去の不納欠損の額で、平成17年度決算に比べて、平成18年度決算の額が3倍にふえているのはなぜかということのご質問にまずお答えします。

不納欠損処分にあたりましては、徴収権の消滅時効の5年経過したものが条件になりますので、5年たったものから不納欠損処分されることになります。

昨年に比べて多かった理由については、5年経過した件数なり、金額が大きかったということしか説明できませんが、考えられるのは、1件で大きな滞納があったということが考えられますので、今回はこのような形になっております。

そして、今残っている滞納について、どのような努力をしていくのかというご質問でありました。

これにつきましては、さきの定例会の一般質問にお答えしましたし、先ほどの山崎委員の答弁でもお答えしましたように、我々としては、努力を続けていくしかないと考えておりますが、先ほど申しましたように、払えない方については、分納などの方法で払っていただくように努力させていただきます。払えるのに払わないという部分につきましては、いろいろな方法を現在検討しております。

他市でやっておられるようなやり方ということで、法的手段をとられている市の資料なども取り寄せて研究もしております。

また、政策推進課の方で音頭をとっていただきまして、各課で持っておりますこのような滞納でありますとか、不良な債権につきまして、一度、全課で集まって、勉強会を開いたり、研究会を開くというようなことも聞いておりまして、それが今月中に開催されると聞いておりますので、我々としても、そのようなところへ出席いたしまして、納税等でスキル

を持っておられるような方からいろいろなご指導をいただきながら、この保育料の滞納問題について臨んでいきたいと考えております。

○安藤委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 不用額が出ているということで、防犯灯の追加の設置はどうかというご質問ですが、防犯灯、18年度につきましては、設置灯数が47灯でございます。その内訳が、関電柱に取り付けの20ワットの分が27灯、それから、関電柱の36ワット取り付けが3灯、それから、NTT柱の20ワット取り付けが9灯、NTT柱の30ワット取り付けが1灯、あと、電柱ではなしに、小・中学校取り付けの20ワットが6灯、それから、あと、集会場に36ワット取り付けが1灯の内訳でございます。

自治会長さんの方から、各防犯灯の申請は、毎年4月29日の総会のときに申請書をお渡しして、一応、5月末までの期限でお願いしております。一応、前期と後期に分けておりまして、後期につきましては、2月、3月ごろに後期の申請を受け付けしておるといふふうなことで、一応、二段構えで申請は受け付けしておるといふことでございます。

それと、次に、指定管理者の施設管理公社との契約の仕方と、その決算額の差でございますが、ちょうど18年度から、福社会館の閉館とかございまして、それと絡みまして、ふれあい広場だとか文化ホール、正雀市民ルーム、文化ホール等々の電気、水道、ガスが、17年度は、個別に市で単独で予算を組んでおりましたが、全部それが、18年度は委託料に乗っかってきたというようなことになるんですけれども、委託料の差が、17年度と比較しまして1,700万円の減ということになっております。これは、施設管

理公社等が努力していただいた分と、あと、福祉会館の閉館に伴っての減がございます。

その内訳といたしましては、施設管理公社の、高齢者が2名退職されまして、2名不補充という形でさせていただきました。ただ、18年度につきましては、17年度は派遣職員が1名ございまして、その方の派遣の引き上げがございまして、18年度には派遣職員がなくなったというようなこともありましたので、公社職員1名を採用いたしました。その差が260万円ほど、人件費出ております。

それと、福祉会館閉館に伴う電気代の基本料金等の差額が400万円ほど出ております。

それから、福祉会館の場合は、4階の建物でございますので、エレベーター等、保守点検だとか警備等の費用が大分削減されまして、850万円ほど減ってきておるといってございまして。

それと、あと、センター事業等々精査させていただいて、それで100万円ぐらいというようなことと、あと、文化ホール事業で、講座関係で80万円ほど差額が出ております。その分で委託料の減になっておるわけでございます。

この減につきましては、協定書の中で、一応、指定管理料の精算という項目がございまして、その中で、年度終了後、60日以内に、甲に対して指定管理料の精算をしなければならないというようなことで、精算をさせていただいているということでございます。

○安藤委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 39ページの、一般廃棄物処理運搬手数料に係ります、不納欠損額の7万5,230円の内容ということでございますけれども、まず、この一般廃棄物処理運搬手数料といいま

すのは、臨時ごみとしまして、例えば、引っ越しごみとか、家庭の中で掃除したときに排出されるごみを、臨時的に収集するものでございまして、10キロまでごとに180円という料金をいただいております。

不納欠損分につきましては、やはり平成13年度の臨時ごみの手数料の未収入というものでございまして、これが不納欠損ということで計上させていただいたところでございます。

それから、同じく、再資源化処理手数料の内容ということでございますけれども、これは、リサイクルプラザの方へ、資源の持ち込みがございまして、その手数料でございまして、例えば、缶とかびん、ペットボトル、ダンボール等の資源を持ち込まれるわけでございますけれども、その中には、やはり剪定枝も当然あるわけですが、その1キロ当たり6円で手数料をいただいているものでございます。

それから、63ページの、売却収入の中で、平成19年度、一番最新の数字はあるのかどうかということでございますけれども、9月までは、ちょっと若干まだ拾っておりませんが、19年の8月現在でご答弁させていただきたいとおが、びん、缶、それからペットボトル、古紙類等々含めました中で、8月末現在で、総排出量が62万4,040キログラムで、売却金額が、8月現在で、415万9,645円となっております。

それから、ペットボトルの売却に係ります、入札での単価の開きと申しますが、内容でございますけれども、これは、5社でもって指名競争入札させていただいております。一番高いのが、先ほど申し上げました61,95円です。一番下の額が26円となっております。

それから、概要の91ページの、報償費の内容でございますけれども、金額が2,978万6,990円という内訳でございますけれども、まず、廃棄物減量等推進員さんが市内におられます。もちろん、自治会の中から選出された委員さんでございます。その方が、1年間、ごみ減量に向けて、啓発、あるいはそういう取り組みにご協力いただいております。その方に対しまして記念品ということで、図書券を購入して、お渡ししているというものでございまして、18年度におきましては、131名の推進員さんがおられまして、それに対しまして、一人当たり2,500円、金額は32万7,500円となっております。

それと、再生資源集団回収協力金というのがございまして、資源の回収を登録していただきまして、その集団の回収に対しまして協力金ということで設けさせていただいております。団体につきましては、自治会、こども会、老人会がございまして、毎年登録していただきまして、その集団回収をお願いしているところでございます。

その集団回収していただきましたキロに対しまして、各団体に5円の協力金をお渡ししているということで、18年度におきましては103団体でございます。それで、トータル排出量が370万6,222キロで、5円掛けさせていただきますと1,853万1,110円となっております。

それから、それにもう一つ、その集団回収に対しまして、業者が回収しているわけでございますけれども、その業者に対しまして、同じくその排出されたキロに対しまして2円の単価を支払っております。それが741万2,444円となっております。

それから、次に、事業系の紙資源の回収の助成金もございまして、これも、事業から排出されます紙資源に対しまして助成するというところでございまして、これが、回収量が43万3,330キロに対しまして、362万1,500円となっております。

それから、もう一つ、ごみ減量啓発事業の中で、もう1点、報償費というのがございまして、それが1万2,000円という額なんですけれども、これは、ごみ減量の環境美化ポスターの毎年応募していただきまして、その入賞されました、最優秀賞と優秀賞の方4名に対しましての記念品ということで、これも図書カードですね、それをお渡ししているのが1万2,000円と。トータルいたしますとその報償額になろうかと思っております。

それから、もう1点、同じく、機械器具費の422万1,000円の内容でございますけれども、これは、リサイクルプラザの中で、剪定枝をチップ化、今現在しております。そのチップ化をするためのチップシュレッダーといいますが、破砕機と、それから、まきを割りますまき割機がございまして、破砕機につきましては、358万500円、それから、まき割機が64万500円ということで計上させていただいております。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 地域活性化事業補助金の当初予算は、決算との差が大きいということでございますが、地域活性化事業補助金につきましては、補助金交付要綱により、各校区連合自治会の限度額を決めております。補助額につきましては、均等割額が1校区45万円、1世帯当たり90円の世帯割額としており、各校区におきましては、限度額の範囲内で事業内容を精査していただき、申請して

いただいております。

未執行額162万67円につきましては、各校区におけます事業内容の精査と、1小学校区の未執行によるものでございます。

現状の活性化事業はどういう中身かということでございますが、平成18年度は、11小学校区連合自治会におきまして、30の活性化事業が実施され、延べ1万7,297人の参加がございました。補助金交付額は665万9,933円で、そのうち、防災に関する事業は7事業、110万2,176円、セーフティーパトロール隊による防犯に関する事業は10事業で、269万5,246円となっており、防災、防犯に関する事業数及び補助金交付額は、ともに約57%となっております。

このように、地域活性化事業補助金は、本市の重要施策の一つであります、安全・安心なまちづくりに活用されることが多くなってきており、より効果的な事業になってきているものと評価しております。

ちなみに、平成18年度の事業の内訳でございますが、環境の改善に関するものが5件、80万6,787円、防災関係が7件でございます。先ほど申し上げましたとおり110万2,176円、防犯関係、10件で269万5,246円、健康増進に関するものが3件で、27万9,770円、青少年健全育成に関するものが1件で、19万1,705円、その他の事業が4件で、158万4,249円となっております。

○安藤委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 決算概要94ページの、環境センター費の光熱水費の内訳でございますが、電気代、上下水道代、井戸水の下水道代、LPガス代でございます。電気代につきましては、そ

の使用量が664万8,550キロワット、金額が8,206万5,196円、上下水道代につきましては、使用量が1万5,169立方メートル、金額が941万7,055円、井戸水の下水道代が、その排水量が1万1,756立方メートル、金額が302万4,231円、あと、LPガスの使用量が60.5立方メートル、金額が4万9,859円でございます。

トータルしまして、光熱水費としまして9,455万6,341円でございます。

この電気使用料が減になりました理由は、ごみ焼却量の減によります、施設の稼働時間が減ったことによるものでございます。

○安藤委員長 浅井参事。

○浅井市民課参事 住基カードのご質問であります。先ほど、各年度の発行交付件数を申し上げましたが、本年10月末までの延べの発行件数については、873枚ということに相なっております。

そのうち、廃止件数は、延べで96件ということで、現在、有効な住基カードは777枚というふうにならなっております。

廃止された件数の内訳であります。そのうち、転出による廃止としましては71件、死亡された方が12件ということで、残りの13件が紛失あるいは盗難等で廃止をされたという、その他もろもろの件数が13件ということでございます。紛失をされたから、再発行をするということにつきましては、不正な手続を防止するというために、平成16年8月から国の通知がありまして、再交付する場合の厳格化、厳しくするということが通知されております。それは、なくした、あるいは盗難に遭ったという場合、必ず警察署への届け出をする手続が義務化さ

れまして、そういった届け出をしていなければ、住基カードを再交付できないということになっております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 では、こども育成課にかかわる部分についてご説明させていただきます。

児童福祉施設費の、保育所器具費107万6,944円の内訳でございますが、すべて保育所で使っております備品が壊れて、取りかえたものでございます。一番大きいものといましては、ゼロ歳児クラスのエアコンが、9月のまだ暑い時期に壊れまして、至急取りかえなければいけないということになりまして、これが59万9,550円いたしております。

そのほかにつきましては、例えば、室内滑り台ですとか、あるいは子どもの着替えや用品を入れてあります個人ロッカーですとか、あるいは子ども用の保育のテーブルですとか、そういったものに対して支出を行っております。それが、すべて合わせますと107万6,944円というふうになっております。

次に、保育所の遊具に点検についてでございますが、平成16年に一度、園庭の遊具につきまして点検を行っております。そのときには異常はございませんでした。

このところ、遊具の故障があちこちで事故が言われておりますので、平成19年10月に、業者の方による点検を行いました。

その結果でございますが、緊急に使用してはならないというような指摘はどこにもございませんでした。

ただ、幾つか、修繕について指摘がございましたので、現在、どこまで、どういう形でやっていくのかということにつ

いて検討し、計画をつくっている段階でございます。

日々につきましては、職員が子どもたちの安全のために点検を行っております、そのためのチェックリストについても作成を行っているという段階でございます。

続きまして、母子家庭高等技能訓練費給付金についてでございますが、平成18年度は、準看護師の資格をとられる方3件に対しまして、各8か月分を支給いたしております。1か月10万3,000円ずつの支給でございますので、延べ24か月で247万2,000円という形になっております。

それから、母子家庭等日常生活支援事業、また、常用雇用転換奨励金事業について、未執行であったというような状況についてでございますが、まず、母子家庭等日常生活支援事業につきましては、制度化そのものがずっと課題になってきた事業でございます。18年度に、ひとり親家庭自立促進計画の策定を行いまして、その段階で、策定委員の皆様、いろいろな形で事業についてのご検討をお願いしてまいりましたので、そこででもいろいろなご意見をいただきまして、やっと18年度末にこの事業の実施要綱ができ上がり、制度ができたというような状況でございます。

18年度中には、まだどなたも利用がなかったということでございますが、19年度につきましては、現在のところ、まだ少ないですけれども、登録が2件ありまして、1件利用があったということでございます。

この事業ですが、ひとり親家庭の方に、一時的に生活援助が必要な場合ですとか、あるいは生活環境の激変で、日常生活を営むのに支障が生じているような場合に、

ヘルパーを派遣して、家事や食事の世話などの日常生活のお手伝いをするというものでございまして、社会福祉協議会に委託をして実施をするという事業でございます。

また、これに、同じような制度で、大阪府の制度がございまして、大阪府の方では、母子寡婦福祉連合会に委託をして、ひとり親の方にヘルパーの派遣をしているというような状況がございまして、そちらの方の利用もあわせて、ご希望のある場合には案内をしているというところでございまして。

常用雇用転換奨励金事業でございますが、これは、平成15年度から制度化はされておりますけれども、大阪府下の中でも、今までにまだ1件しか利用実績がないという事業でございます。

この事業につきまして、ひとり親家庭の自立促進計画策定委員会でもご説明をさせていただきましたが、そのときに、商工会からお見えになった方が、こういう事業があるのかということで、いろいろとお話もさせていただいたんですけれども、OJTをつくってやっていくというようなこともありまして、いろいろと制約が多いというようなことから、なかなか事業の実施に結びつかないというようなところがございまして。

また、この事業につきましては、母子家庭の方を常用雇用に移行させたような場合に、1件につき30万円というのを補助するというようになっておりますけれども、似たような事業といたしまして、特定休職者雇用開発助成金という国の制度がございまして、こちらですと、雇い入れ後、1年間に支払った賃金に相当する額として、国が定める額の3分の1から4分の1を補助するというようなことになってございまして、また、そちらの方

の利用もあるというふうに聞いております。

ですから、この制度自体、非常に利用しにくいというところはございますけれども、また、今後、いろいろな形で、事業主の方にもご案内をさせていただきたいというふうには考えております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 まず、保健センターの費用の執行率でございますが、まず、財団法人摂津市保健センターで、保健センター事業という中で、保健事業のほかに、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、通所介護支援事業所等の収入を伴う事業も実施しております。

こちらも含めて、財団法人摂津市保健センターとしての会計上のことでございまして、財団法人摂津市保健センターは、実費弁償方式をとっております関係で、法人会計に剰余金は積み立てることができないということで、戻入額が大きくなっているものでございまして。

それと、あと、次に、市民総合健診の委託費と報償金との関係でございますが、報償金は、市民健診そのものは、保健センターや医師会に委託して実施していただいているものでございまして、その実績の分析をいたしております。その分析費用の報償金が15万2,000円ということでございまして。

それから、次に、健康せつつ21の中間報告書の中で、健康体操指導者講習会の受講者数と今後の展開についてでございますが、平成18年度の受講者数は15名、平成17年度が21名という状況でございます。本年度も、また、近々リーダー講習会を実施する予定にしております。

その状況の中で、修了者の方がいきいき体操の会という自主グループをつくっ

てくださいます。この中間報告書には31名の方が活発に活躍されというふうに書かせていただいておりますが、地域で健康体操の指導や介護予防の指導等に活躍をしていただいているところでございます。

それから、市主催のウォーキングコースの活用でございますが、まず、ウォーキングコースを設定いたしましたときに、オープニングセレモニーということで北コースを、それから、その翌年6月に南コースのウォーキング大会を実施いたしました。

それから、昨年健康まつりで、また、北コースのウォーキングを市民とともに活用したわけでございますが、保健センターや、昨年は国保年金課が主催でやっていただいたわけですが、そのような大きな大会という形では3回でございます。そのほかに、健康せつ21のリーダー講習会やさわやか食の会等、リーダー養成等々で、その都度、できるだけ活用しているということと、それから、生涯学習関係の体育指導員さんたちの活用等も、また、市民団体の活用等もいただいている状況でございます。

次に、健康づくり推進協議会の活動状況でございますが、健康づくり推進協議会は、親協議会と申しますか、協議会とその下に保健調査部会、歯科保健部会、判定部会という三つの部会を持っております。この保健調査部会の方で健康せつ21の中間評価等の審議をしていただきました。

歯科保健部会におきましては、乳幼児歯科健診や成人歯科健診、高齢者歯科健診等の実施に係る事業の検討をしていただいております。

また、判定部会の方は、市民健診の、その方が要医療の状態であるかとか、要

指導の状態であるかとか、要経過観察の状態であるかというような判断基準等を検討していただいております。また、保健センターで実施してあります市民健診の心電図の判読だとか、そのようなことでご協力を賜っているという状況でございます。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 温暖化対策の取り組みについてのご質問でございますが、この事業は委託事業でございます。目的としましては、温室効果ガス削減を目的に、本市と市民環境ネットせつ及び事業の委託先でございますグローバル環境文化研究所及び地球温暖化防止活動推進員、一般市民、企業などに呼びかけまして、摂津を冷やせ-CO<sub>2</sub>-9%削減プロジェクトと称して、平成18年度より市単独事業として実施しております。

主な事業項目としましては、摂津エコアクション、環境家計簿事業の推進、これを除きましては、Eライフ講座、これは、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の現状及び府や市の取り組みを学び、また、地域レベル及び市民レベルの取り組み等を学習することで、私たちのできること、協働で取り組めることを考えることを目的とした、講座を3回シリーズとして開催しました。

また、摂津を冷やせ-北大阪打ち水大作戦と称して、これは平成17年度から実施しておりますが、ヒートアイランド対策の普及対策を進める上での呼び水となるように、北摂各市と連携を図り、市民団体や地元NPO等と、打ち水によるヒートアイランド対策の検証を効果し、摂津の夏の風物詩として、平成18年、19年度においては、摂津まつり会場で打ち水を実施しました。

あとは、Eライフミーティングと称し

まして、これは、情報交換会、対象者は環境家計簿の参加者でございますが、その方々との情報交換会及び基調講演も実施しました。

あとは、年度末に実施しておりますが、Eライフ発表交流会、これも、環境家計簿の参加者が対象者なんですけど、そのときに、CO<sub>2</sub>減量買い物ゲーム及び環境家計簿推進事業の取り組みの公表やまとめ、あとは、認定証を授与いたしました。

あとは、本市の取り組みなんですけれども、本市においては、全公共施設を対象とした温室効果ガスの排出抑制のための実行計画、午前中も答弁申し上げましたが、昨年11月に、第2期計画、摂津エコオフィス推進プログラム2を作成しまして、平成17年度の実績値を基準年度とした、全庁的に温室効果ガス削減に取り組んでおります。

このプログラム2の内容でございますが、まず、市の事務及び事務活動においては、排出される温室効果ガスが廃棄物焼却に伴う排出ガスがメインでございます。ごみの焼却量に大きく影響を受けております。

17年度の実績値で見ますと、温室効果ガスの総排出量の約60%においては、ごみ焼却における排出ガスが占めております。

18年度の実績としましては、17年度比においては、電気使用料は2.6%の削減、CO<sub>2</sub>では、ごみ焼却を含めると、2万4,000トンの排出量でございます。17年度比においても、これも2.6%の削減となっております。

ごみ焼却を除けば、約9,700トンの排出量でございます。17年度比においては1.4%の削減となっております。

今後、市の公共施設からCO<sub>2</sub>削減

を目標に、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○安藤委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 そうしたら、市民農園についてのご質問がありましたので、ご答弁させていただきます。

摂津市は、平成4年4月から、摂津市市民農園設置要領に基づきまして、農園利用様式という、摂津市独自の方法で農業者と農地の委託契約をしまして、その土地の資産税分を農業者に支払い、農地については、農地の現状のまま借り受けて、団体の方に、1年契約とするということで契約しております。

ご質問の、現状の数と耕地面積なんですけれども、現状の数につきましては、平成14年から、設置箇所、市内7か所です。7か所の中で、団体数25団体、これは、もう平成14年から変わっておりません。

それと、応募につきましては、団体貸し出ししてるんですけども、継続といえますか、団体の方から、やめるというような声が聞こえてこない限り、新たな募集は、今のところ、そういう募集は行っておりません。

ただ、電話等でも、団体やけど、貸してほしいというような問い合わせもないのが現状でございます。

申請につきましては、3月初旬から3月の20日、この間に、この設置要領に基づきまして、団体の方から、使用許可書、これをいただきます。使用許可書の方には、団体名、どこの農園の方を貸し出しか、所在地を書いてもらって、希望面積等を書いて、どのような使用を計画するかという計画書、4月から10月、11月から3月、前期、後期、この計画書をいただいて、それに基づきまして、使用許可書を4月の1日もしくは2日、

新年度になってから使用許可書を渡しております。

団体に貸し出ししておりますので、団体の中で応募者を募って、抽せんとかいうのをしておられるのが現在状況でございます。

○安藤委員長 上村委員。

○上村委員 まず最初に、保育料の不納欠損につきまして、再度質問しますけれども。

5年前の未済額が、18年度で不納欠損という形で処理されてますということであります。

なぜ3倍になったかと聞きましたけれども、これは、摂津市のルールとして、納めることになってますよね、必ず保育料は。それを納めてくれない人がいるということであって、それがほったらかしというか、いう格好になっとったんではないかなということでは、結果的には。それが、やはり担当者によって変わるとるんじゃないかなという懸念もあるわけです。

これがやっぱり庁内的にマニュアル化されていて、絶対納めていただくんだということであれば、この不納欠損は発生しないだろうし、今後も発生しないだろう。これが、過去からずっとこういう形で不納欠損があるわけではないだろうし、ここにきてこういう3倍にふえたり、変化するということはおかしい。これ、やはり全庁的にマニュアル化されていて、きっちり催促にいくんだということであれば、こういうことは発生しないんじゃないかなと思って、まさに今、社会保険庁でいろいろな問題が起きてますけれども、結果、私から見ると、同じような体質ではないかなということをやわらざるを得ないんです。やはりきっちり納めていただくことは納めてもらうようにしない

と、こういう不納欠損という形で計上されてしまうと。

やっぱりそれは、当然これは市の方針として、きっちりそういうことを、全職員に対して指示しない限り、その担当者任せになっているんじゃないかなと懸念をするわけです。やはりそのことがこういった形にあらわれてきてるんじゃないかなと思ってますので、これはやはりこのことに対して、もう19年度は発生しませんよということを確認してもらわないとだめだし、そのことについて、担当課もしくは部長の方からお答えいただきたいと思ってます。

次の、ごみにつきましては、一応そういう形でわかりました。

ただ、ごみ売却収入ということで、単価設定ということで、これ市場相場制というか、地方公共団体がこの市場相場制で物を売るというのは、極めてまれなことではないかなと思っておりますけれども、普通は条例で単価を決めて、公共料金というのは決めてますけれども、こういう市場経済に基づいて、相場制で単価が決まるというのは、ごくまれなケースではないかなと思ってますけれども、これが妥当な値段ということは、今、5社で競争入札をされているということでもありますけれども、このことが妥当かどうか、我々議員もきっちり検証していかなければならないんですけれども。

今回、ペットボトルの収集が移管されますよね。この量についても、きっちり補足できるのかどうか、推移をきっちり見ていかないと何とも言えないんですけれども、また、このことについては、今後も検証していきたいと思ってますし、この売買というものが、地方公共団体の中でどういう単価が、設定が、こういう市場相場制でいけるのかどうかというこ

とで、我々議員はどういう介入をしたらいいのか、ちょっと僕自身もわからないんですけども、商売をしてええのかどうか、そのことも、ちょっとこれから検証していきたいと思いますので、まず、そのことについて、今後もまた進めていきたいところです。

きょうは、きょうの答弁で結構でございます。

地域活性化補助事業、差額があったということです。1小学校が未実施だったということですけれども、これなぜ未実施だったのか、そのことについてお聞きしたいのと、これは、地域活性化事業補助ということは、当初、3年の時限立法でスタートして、結果的に、非常に好評であったために、ずっと延長してきているわけですが、今後も続けていくということでしょうし、ただし、こんなに差額が出るということは、PRが足りないのではないかなということと、縛りがきついのか、やっぱりもっと使いやすい補助事業ということに、地域の活性化のための補助事業ということであるのであれば、もっと使いやすいようにしていくべきではないかなというふうに思っていますので、そのことも含めて、今後の取り組みについてお答えいただきたいと思っています。

それと、住基カードについては、やはり紛失が13件あったということでありまして、再交付については、そういった厳しい、警察の届け出の書類が要ということで、それでもって再交付されているということで、不正を防止されているということが確認できましたので、結構でございます。

保育所の器具費ということと、遊具の点検ということでお尋ねしましたけれども、平成19年10月、点検したところ、

緊急な指摘はなくて、今のところ、事故のおそれはなしということでありました。そのことをきっちり聞かせていただきましたので、安心して、我々議員の役目も一応これで果たせたかなと思ってますので。これをしてなかったら、もし事故が起こったら、議員は何してんやと言われるんで、一応、きょうのところでは、点検した結果、異常はなしということでございますので、それは報告どおり受けとめておきます。

次に、母子家庭の件で、高等技能訓練促進費ということで、準看護師の講習に行かれたということでありまして、結果は、資格取得されたんですね。

次に、保健センター並びに健康にかかわる、もうまとめて質問しますけれども。

保健センターの指定管理料が6,530万円であって、予算と2,500万円の差が出ているということでありまして。これは、保健センターの中で訪問介護事業をして、そこで収入があるんで、予算との乖離ができましたということでありまして。これは、毎年、予算と決算と差があるんですね。そのことが通常化しておるということは、予算がだから余るわけですよ、2,500万円も。ことしは2,500万円未執行になりました。この2,500万円の予算があれば、ほかに事業ができるのではないかなと思うんですよ、私は。だから、もっと予算をきっちり精査しながら予算設定をしないと、こんなあいまいな予算ではだめなんではないかなというふうに、この決算状況を見て言えるんです。2,500万円って大きなたくさんの事業ができますよ。

そういったやっぱりきっちりと精査をした中でのこの指定管理料にしないと、毎年この2,500万円の差が出ますという、見込み予算を立てられたんでは、非

常に財政厳しい中で、たくさんほかにやりたい事業がある、遠慮しとる中でこんな余ってこられると、終わってからではもう何にも言えないんで、やはり予算設定段階でそういったことが必要ではないかなということで申し上げておきます。

それと、各種健康診査、報償金と委託料について聞きましたけれども、これは、市民総合健康診査のところで報償金が15万2,000円であって、これは、診査した結果をまとめるのに、その人に報償金として15万2,000円を払ってまますということでしたよね。がん検診にも同じように報償金があるんですよね。これ検診ごとに報償金がこうずっと計上されとるんですよ。これは、一括で頼めば要らないんじゃないかなという気もするわけですよ。保健センターにすべての健康診査を委託して、保健センターでそういうことをやってもらえれば、この経費は要らないんじゃないかなという気もしますし、頼むところが保健センターに実際頼んどるわけであって、保健センターに別途指定管理料を払っとるのに、また、別途、この健康診断の委託料が要るということであれば、何を指定管理されているのか、何を委託されているのか、非常にわかりにくいんですよ。まとめたの、保健制度すべての健康診査をお任せしますということの方がわかりやすいんじゃないかなという。これ何か理由があることでしょうし、そういう見直しも必要じゃないかなと思ってます。

そして、せっかくこういう立派な健康せつつ21のこの中間報告書をつくられて、これからいろいろな取り組みをされていこうという中で、やはり健康推進リーダーが、17年度、21名、18年度が15名、いきいき体操の会をつくりましたということで、私も、摂津の、大層が

らずに体操しようという、行きましたけれども、実は、この体操が、僕は、市民体育祭で、実際やられるんかと期待しておったんですけども、そこも出てこなかったんです。ウォーキングコースの活用ということで、ことしの健康まつりも、多分、11日にこのウォーキングコースを使ったイベントがあるんかなと見たんですけども、何か遠いところのハイキングに行くという格好にこれ掲載されてる。せっかくつくったのに、やはり毎年、毎年、こういった定常化するぐらいのことをしていかないと、むだになるんじゃないかなという危惧をされてますので、せっかく、こういう実際、きっちり評価もされて、今後の取り組みをまとめる中で、非常に残念な気がします。

それと、健康づくりの推進協議会についても、ここにいろいろ偉い人の名前、先生方いっぱい書かれてますけれども、やっぱり実行部隊は、この健康づくり推進リーダーの皆さんが入った中でやっていくべきではないかなと思ってます。

それと、先般、駅前と南千里丘の開発のまちづくりが10月25日に説明がありました。

この中の大きな柱が健康づくりです。やはりこの中で、このジェイ・エス・ビーが提案されているのは、このまちづくりのキーワード、健康あるいは教育、環境、福祉といったものが、世界に発信できるようにまちづくりをしていきたいということ提案されておるわけです。それに伴って、皆さんが合意された中で今進めようとしております。

そういった中で、摂津の健康づくりというものがどういった形で進んでいくのかということは、非常に大きなかぎを握っておりますし、南千里丘だけが世界一になっても意味ないんです。やっぱり摂津

全体が世界一になるような健康づくりを目指すべきではないかなというふうに思っています。

実際、事細かく立派なことをやられるんですよ。しかし、やはり中にはそういった目で世界に発信というか、日本で一番みたいなことの視点で健康づくりに取り組むことも必要ではないかなと思っています。

もしそういう考えを今お持ちであれば、ぜひご報告願いたいし、今思っていることでも結構なんで、ありましたら報告願いたいと思います。また、12月議会でも聞かせていただきますので、今思っていることだけでも結構なんで、聞かせてください。

それと、温暖化対策につきましても、今、池上課長の方から、温暖化対策の総括的なのということで、いろいろな取り組みを紹介していただきました。

しかし、摂津の環境対策にかかわる予算、総額幾らですかね。350万円。非常に、多いのか少ないのか言いますと、私は少ないという気がしますし、これからの、この南千里丘のまちづくりの中でも、環境というのは非常に重要なキーワードになってますし、世界に発信できるまちをつくっていくんだということで、あそこだけがそりゃ環境に配慮されたきれいなまちであっても意味ないんです。やっぱり摂津全体がそういった取り組みをしないと、摂津市民がやっぱり恩恵を受けないんじゃないかなと思います。

そういった意味では、環境に携わる皆さんが、そういった視点で環境政策に取り組む必要があるんじゃないかなと思っています。

そういった意味で、そこについても、もし、今の環境対策課の中で今後取り組むべき摂津の環境政策というものに何か

プランがあるようであれば、お答えしてもらいたいし、もしないようであれば、また、12月議会でも聞きますので、それまでに用意していただきたいなと思っています。

以上ですけれども、今、非常に、南千里丘のことも含めて、環境、福祉にかかわることを質問させていただきましたけれども、この件について、副市長の方から、摂津の取り組むべき環境、福祉、健康ということで、どういった方向性を目指すのか。やはり担当ベースでは答え切れない分もありますし、もしお答えできるようであればお答えをいただきたいと思います。

○安藤委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 地域活性化事業は、小学校区で組織された校区連合自治会が行う事業に対し、補助金交付要綱により補助金を交付するものでありますが、ある小学校区連合自治会につきましては、校区内の自治会間での事業の調整が難しいとのことで、申請を見合わせてこられました。平成19年度、今年度におきましては、防災事業として補助金交付の申請がされております。

それと、今後の取り組みについて、使いやすい補助事業にしていくべきではないかというご指摘でございますが、現行は、確かに、接待用湯茶類は事業費の5%以内とか、記念品は認めないとか、用品を購入するだけの事業は認めないとか、ほかの補助金制度と比べて厳しいものがあると思っております。

ご指摘のように、今後も長く続けていくために、費用対効果を重視しながら、見直せるものがあれば検討してまいりたいというふうに思っております。

○安藤委員長 福永次長。

○福永保健福祉部次長 まず、各種検診

は、まとめて保健センターに委託してはどうかというご提案でございますが、保健センターの職員の状況等々を勘案いたしまして、現在のところ、保健センター委託のものと、それから、健康推進課が直で、例えば、がん検診等、大阪がん予防検診センターに委託したりというような役割分担をしながらの実施をしているというのが実情でございます。

保健センターも休日応急診療所も非常に手狭な中で、いろいろな健康づくり事業を実施しておりますので、南千里丘に移転しましたときに、また、新たな展開が図れるのではないかと考えております。

また、ぜひ南千里丘では、各種検診の充実や健康づくり等、担当課として頑張りたいと考えております。

○安藤委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 2回目の質問でございますが、南千里丘のまちづくりとあわせて、環境面をどのように市として充実していくかという質問だと思うんですけども。

メイン的には、CO<sub>2</sub>削減をメインと、環境対策課としては考えておまして、その事業は、今、国では、京都議定書の目標達成に向けて国民運動を展開されていると思います。

どういう運動かと言いますと、国民がライフスタイルを見直して、一人、一日で1キログラムを目指してCO<sub>2</sub>のダイエットを推奨されておるとい部分から、CO<sub>2</sub>削減のために、我々国民一人ひとりができることを実践しようと呼びかけているものだと考えております。

本市としましても、市民がもっとCO<sub>2</sub>削減に目を向けて、視点が行政だけでなく、環境家計簿について、もっともっと取り組み者の拡大も図りながら、CO

2の削減の目標に向けて取り組んだことで、何かメリットがあるようなものを、そのような方策を、今かかわっておられます市民環境ネットや市民団体等と協議を重ねて、検討してまいりたいとは考えております。

○安藤委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 18年度末で、資格は取得されておられます。

○安藤委員長 小野副市長。

○小野副市長 一つは、保育料の不納欠損の問題にかかわって、基本的には、今後、9月議会で言いました、債権管理と滞納整理の問題に尽きるというふうに思います。

それで、9月議会でも申し上げたんですが、今、委員、言われているみたいに、各課、いろいろな連携ミスとかチェックミスの的なもので、市民にご迷惑をかけてきました。

私ども、他市の事例に倣いまして、今後、市長における専決処分の追加をお願いしたいというふうに申し上げました。それは、強制徴収に係る債権、保育料などはそうなんですが、裁判手続がなければ徴収できない債権がございます。それで、他市を見てもみますと、その簡易裁判書に対して支払督促を申し立てると。それから、支払督促が通知でくるといった場合、異議申し立てがあれば訴訟になりますし、仮執行宣言の申し立ての提出があって、仮執行宣言付の、支払を督促する通知があって、強制執行もあり得るといようなこと。

それから、もう一つは、1件60万円以下については少額訴訟ができます。これは、原則として1回の審理で、その日のうちに判決が下されます。

そういったことも取り入れたいと。これは、市長の専決事項に係る事項であり

ますから、議決を経ないでそういうことをお願いするという中身を考えておりますが、これも議会の中でいろいろ議論があると思います。この12月議会、3月議会にはお願いをしたいなというふうに思います。

ただ、そのときに声になってくるのは、それであれば、強制徴収できるものもどうなってるんですかと、反対の議論ですね、こうなってくると。

もう一つは、職員のミスによったものは全部時効でほっていくんかという議論が出てくると思うんです。そういうものをほったらかしといて、こういうもんだけやるのかということとは必ず議論に出ると思います。

そういったことで、この保育料等の問題につきましても、特に、強制徴収の可能な債権については、委員おっしゃるように、やはりその課、課における歴史とかチェック体制とか、システムとかが一元化されてない嫌いがあることは、私も承知しております。

したがって、こういうこの市長による専決処分追加をお願いする際は、強制徴収をするべきものに対するマニュアルとありますか、それから、丁寧な説明とか分割払いとか、そういうことも追加をして強制徴収でお願いしていく。そのマニュアル的なものをはっきり示した上でなかったら、なかなか、市の都合のいいもんだけやるんかと、こういう議論になりますから、この二つは同時並行だと思っております。

これについては、また次回の部長会でもこのことを言った上で、もう一度、この辺の強制徴収の可能債権と裁判手続がなければできない債権に分けて、とりわけ、その強制徴収の部分については、いま一度、全庁的な取り組みがどうマニ

アル化できて、今後どう進んでいくかということ、もう少し議会に示さなければならぬと思っておりますので、いましばらく時間をお貸し願いたいなと。

そういうことを含めて、また議会の方にご協議願いたいのが基本的な考え方でございます。

それから、南千里丘のまちづくりについては、ご存じのように、11月1日に、これはジェイ・エス・ビーの提案で、南千里丘のまちづくり、ご存じのように、地球温暖化効果ガス排出権の取り引き制度導入まちづくりもしませんかということがありました。

そういったことで、11月1日に、市長、阪急の角社長、株式会社ジェイ・エス・ビーの岡社長とともに記者会見をもって、覚書を締結いたしました。

そのときに、市長は、環境基金条例的なものを制定したいということも記者発表いたしております。これに載っていないかもわかりません。

それは、一つは、なぜかといいますと、モデル地区発信を機会にして、摂津市全体で温暖化対策の推進により一層努めて、市民の発意なり活動を支援していきたいと、そういった意味で、(仮称)摂津市環境保全基金を創設したいということを申しました。

これは、活動支援金の補助でありますとか、市民、企業の環境保全活動提案の審査でありますとか、CO2削減の結果評価でありますとか、こういうことを考えております。

ただ、今、池上課長が申しあげましたように、相当連携できるものがありますので、これはもうちょっと整理しなきゃならないなと思っております。この点ははっきり出てくると思います。

ただ、今後、健康とか福祉となります

と、いわゆる私どもが持っているのは駅前広場と、それから、コミュニティプラザ。それから、ジェイ・エス・ビーがつくるであろう学生マンション、大学との連携、緑は25%以上であります。

そういうことからいきますと、緑とか景観はどうやって発信していけるとかと、CO2もどうやっていけるかということがはっきり見えます。

もう少し時間いただきたいのは、このところで、その健康というイメージを持っておりますので、今後における大学連携の中で、もう少し具体化をしてやらないと、この保健福祉も困るのではないかという気がいたします。このところではっきりと見せていかないと、何をやっていいかわからないと。イメージとしてはわかるんだけど、そういうことがあると思うんです。

したがって、今後、大きなあそこのまちづくりが、どんな形にしても、あそこから摂津市内に発信していくことでなければ、あそこだけがいいものになって、非常にいいんだけど、それが摂津全体にとってどうなのかということがありますし、都市計画決定の問題にしても、今後どう広げていくんだという議論がまた大きく出てきてますし、そういったことが、もう少し市と開発側のジェイ・エス・ビー、それから、大学連携をもう少し明らかにした中で、これも部長会等で一度議論してみたいなと思います。

それで、そこをはっきりしてやらないと、なかなか担当部も、何を持っていいかわからないという。ここではっきりしたのは、環境があります、緑があります、これははっきり発信はできるというふうに思います。

そのときに、今後、健康とか福祉の部分で、大学との連携の中でどういうふう

にサポートしてくれるのかというような議論もあるでしょうし、どういう形をもってうちがあそこから発信する材料をとるかということがありますので、これもいましばらく時間をお貸し願いたいなと。今、担当の方にそのことを求めても、ちょっと酷かなと、私自身もそういうふうな気がいたしますので、基本的には、いまいちど、もう少し時間をいただいて、いずれにしても発信する地区から摂津市に発信していくという仕組みづくりを、いろいろな施策の中で考えてみたいということをおもっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○安藤委員長 ほかに質問ありますか。

山崎委員。

○山崎委員 すいません。今の副市長の答弁について、ちょっと聞いておきたいと思うんですが。

今の、強制の徴収の部分なんですけれども、これは、扶助交付金の天引きとかを意味しますか。

それだけお願いします。

○安藤委員長 小野副市長。

○小野副市長 強制徴収可能な部分については、地方税であるとか、下水道の受益者負担金、保育所の保育料などが含まれてくるというふうに思います。

したがって、ただ、これを強制徴収するという点について議論をしていますが、やはり大事なことは、そういうことをやるということも大事なんですが、払っていただけるような、やはり粘り強い相談とか、それから、分割ですね、それから、一番困るのは、その所管が忙しいとあって、時効が到来して、もうだめなんですということが一番困るなというふうに思っているわけですし、やはり職員も少ないんですが、その仕組みづくりをつくっていきたい。そして、丁寧に、

払っていただくようお願いをしていく、  
分割もあるということでもありますから、  
今、山崎委員おっしゃってるそういった  
中身まで、私、今のところ、頭の中には  
ございません。

○安藤委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時11分 休憩)

(午後5時12分 再開)

○安藤委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散  
会いたします。

お疲れさまでした。

(午後5時13分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定によ  
り、署名する。

民生常任委員長 安藤 薫

民生常任委員 山崎 雅 数